



Title	近世における天皇の地位と正統性 : 大刀契・剣璽・通過儀礼及び皇統の扱いに注目して
Author(s)	野村, 玄
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2017, 57, p. 1-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61373
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世における天皇の地位と正統性

——大刀契・劍璽・通過儀礼及び皇統の扱いに注目して——

野村 玄

はじめに

ある日、別件の調べ物のため霞会館資料展示委員会編『仁孝天皇 泰平の余芳 幕末の宮廷と柳営』という展覧会図録を閲読していた際のことであった。その図録に掲載されている「6 御物 新嘗祭之図 原在明」(【写真①】、以下本稿での写真はまとめて後掲する)の解説には次のようにあった。⁽¹⁾

紫宸殿南階より新嘉殿へむけて輿が出立せんとする場面。輿の内には天皇が劍璽とともに乗る。月華門の陰より進み出るのは大刀契、鈴鑰の櫃。三種の神器とそれに準ずる品を携えての出御である。

原在明は原派二代目。有職故実をふまえ宮中儀式を記録する絵画を多く描いた。

この図録はこれまでに何度か閲読していたのだが、その日はなぜか右記の説明文がとくに気になった。すなわち、近世の新嘗祭の記録絵画を解説する文章に「大刀契」の語のあることが驚きだったのである。【写真①】では櫃は一つしか描かれていないが、本稿では写真を掲載しないものの、前引の『仁孝天皇 泰平の余芳 幕末の宮廷と柳営』には御物と「関連性が予想される一幅」として京都府立総合

資料館（当時）所蔵の「7 新嘗祭図 原在明」も掲載され、それには櫃が二つ描かれている⁽²⁾。それらとは別の【写真②】にも櫃が二つ描かれており、これらが前引の解説がいう大刀契と鈴鑑の櫃なのであろうか。

大刀契は、例えば上田正昭氏が著書に一項目を立項して「踐祚あるいは即位・讓位のレガリアとして」言及しているもので、「璽剣と魚符形（魚形）をその内容とし」ており、同氏は大刀契と百済との所縁を記した古記録などにもふれながら「桓武朝廷の代からレガリア化したと思われる」とし、「大刀契」の伝授・継承は、平安・鎌倉時代にもつづけられた⁽³⁾が、「南北朝のころになると廃絶されたりし」と述べている。また一方、大石良材氏は「天智天皇は日本国王の宝器として鏡を定め、百済国王の宝器として大刀契を定めて、それを併用して天皇位に即いた」とし、「天智天皇は日本国王の宝器として三種の神器を継承し、百済国王の宝器として大刀契を収用した。この日本国王の宝器を代表するものとして鏡がとくに重視され、百済国王の宝器を代表するものとして剣がとくにあげられたのである。令にいう神璽の鏡剣とはこの両者を併称して、もって新しい天皇の地位の表示物としたのであろうが、その場合に三種の神器あるいは宝鏡、また大刀契中のいずれか特定の器物をそれに配当したのかどうかは不明である。しかし鏡剣各一であるよりも、鏡と剣がおのおの二口ずつ、鏡剣奉上の儀礼に用いられた可能性がより強いと思われるのである。この即位儀礼における鏡剣奉上は、即位の詔の宣命文で「不改常典」と定められた法に随順して継承するという、皇位の具体的な顕示であり、天皇の二重的性格の表現にほかならなかった」と述べ⁽⁴⁾、上田氏とは異なり、天智天皇との関係を重視している。

日本近世史を専攻し、近世の宮中儀礼に関する史料も比較的閲覧・分析してきたはずの筆者は、馱鈴の文字を見ることはあったものの、これまで大刀契の存在を意識してこなかった。皇位継承のことを検討する際にも専ら劍璽の動向に注目しており、また管見の史料中にも大刀契についての言及はなかったように思われた。中世の一時期に廃絶したはずの大刀契が近世のある段階で復活していたということなのか。しかも、大刀契は皇位継承の際にも重視されていたものだとすると、近世の天皇・朝廷に関する重要な史実・現象をこれまで問題化できていなかったことになる。筆者は、先ほどの率直な驚きとともに、何やら焦りのような気持ちも生じたことを鮮明に記憶している。

新嘗祭は元文五年（一七四〇）十一月二十四日に再興されているから、新嘗祭に大刀契が登場していたとすると、その登場時期の検討の起点はそこらとなるだろう。佐藤厚子氏による「神事行幸の作法」⁽⁵⁾についての説明に「行幸一般では、大刀・契ともに乗輿の前に候するが、神事には契のみで大刀はないというのである。ちなみに、大嘗祭には、大刀・契ともに携行する」とあること⁽⁶⁾をふまえると、新

嘗祭にあつても、天皇が式場に向かうまでの間に大刀契を伴っているかどうかが重要な点となる。そこで試みに、桜町天皇・桃園天皇・後桜町天皇・後桃園天皇・光格天皇・仁孝天皇・孝明天皇の各実録における新嘗祭関係記事を検討してみると、「契櫃」の登場は光格天皇の新嘗祭において初めて確認できる。⁽⁷⁾以降、仁孝天皇・孝明天皇の新嘗祭においても「契櫃」は確認できる。⁽⁸⁾これらの場合、大刀はなく、契のみが伴われたということなのか。

不明な点が多いが、光格天皇の新嘗祭から「契櫃」が登場したのならば、それまで中世以来廃絶していた大刀契は、光格天皇の頃から復活したと考えてよいのだろうか。さらに推測を重ねると、もしその大刀契が孝明天皇まで使用されていたとするならば、明治天皇以降はどのようなものか。また、大刀契が古代・中世において皇位継承に関わる重要な宝器であったとするならば、光格天皇らは、そのことを認識したうえで大刀契にこだわり、取り扱ったということのだろうか。だが、皇位継承に限定した場合、現代では大刀契を意識することはないように思われる。今上天皇は【写真A】の一連の系譜をふまえると光格天皇の曾孫にあたる明治天皇（【写真A】では今上天皇と表記されている）の曾孫であるが、その系譜においてさえ、大刀契は何らかの理由で次第に忘れ去られていったということなのだろうか。このような問いが次々と浮かんでくる。近世における大刀契の復活とその後問題は、皇位をめぐる認識の変化の問題にもつながる可能性がある。

研究的には、これまでも光格天皇による儀式の再興は取り上げられ、それは主に同天皇の君主意識の発露や権威増強の問題として扱われてきた経緯があり、⁽¹⁰⁾近世後期の朝幕関係において、次第に政治的位置を浮上させていく天皇・朝廷の起点として光格天皇とその朝廷の動向は捉えられ、その浮上の燃料の一つに光格天皇の君主意識も位置づけられてきた。⁽¹¹⁾藤田覚氏によれば、光格天皇は後桃園天皇の病没をうけ、幼くして閑院宮家から皇統に入ったが、そのような「傍流」意識と「内外の危機が予感される段階、危機が現実にと迫った段階」が光格天皇に「日本の優越性と不変性の象徴として」の「君主意識、皇統意識」を醸成させ、それが「幕末の激動のなかでますます肥大化して孝明天皇に引きつがれ、その行動・発言に大きな影響を与えてゆく」と説明されている。⁽¹²⁾このように、光格天皇とその朝廷の動向から幕末維新期、そしてその先の近現代を展望しようとする議論は日本近世史の分野において現在も強固に存在するが、一方でその限界も見えつつあるように思われる。⁽¹³⁾

その限界を筆者なりに指摘すれば、藤田覚氏は儀式・儀礼の再興や叙任・勅許の実施について、それらの内実や実施の時期が持つ意味

などをほとんど考察しないまま、それらの再興・実施をもって即時的に権威の増強を認定してしまう傾向があり、しかもそれらを次第に幕府や社会が求めていくという構図も強調しているが、この点は高埜利彦氏にも共通している。しかし、これらの議論はあくまでも朝幕関係という枠内での議論であり、その関係が破綻すると、天皇の位置づけをその後の段階と関わらせて議論することは不可能となり、また近世の朝幕関係史を標榜する諸研究は踐祚・即位した当初の明治天皇を研究対象としていないことから、天皇の地位はその後も存続するにもかかわらず、その近現代への展望を意図しておきながら実際には展望できないという渾沌とした研究状況となっている。朝幕関係における機能論・役割論のみで天皇を機関的に捉えるのではなく、天皇の地位や行動の意味を奥深いところで議論・解明する方法を構築することが求められているのであり、そのような状況だから、前述のような大刀契をめぐる現象や大刀契の継承の如何なども問題化することができず、また注目もされてこなかったということなのだろう。

だが、逆にいえば今回の大刀契の問題は、従来の視角・方法では問題化されてこなかったことだからこそ、その宝器の性格も考慮すると、近世の皇位をめぐる認識とその後について、従来とは異なる視点で描き出すことを可能にしてくれる素材となるかもしれない。そこで本稿は、まず近世において大刀契が復活したとすれば、それはいつ、どのように実現したと思われるのかを可能な限り考察するとともに、その後の大刀契の取り扱われ方を具体的に検討するところから始めてみたい。

一、寛政二年の遷幸と大刀契櫃・鈴鎰櫃

先ほどは新嘗祭において光格天皇の神嘉殿への行幸が開始された頃から「契櫃」が登場したことを見たが、ここでは大刀契と称されるうちの大刀の問題は不明であった。果たして大刀と契は、光格天皇から復活したものと考えてよいのだろうか。

検討の素材は多くないが、大刀契が行幸に伴われるものならば、行幸の事例を検討対象としてみるのが妥当なように思われる。しかし、高埜利彦氏も述べるように、そもそも近世における天皇の行幸は極めて制限されており、類例が少ない⁽¹⁵⁾。だが、光格天皇に焦点を絞るならば、幸いかつて藤田寛氏が注目した寛政二年（一七九〇）十一月二十二日の行幸があり、これは天明八年（一七八八）に御所が炎上したことをうけ、仮御所の聖護院へ避難していた天皇が新造なった寛政度内裏へ遷幸した際の行幸である⁽¹⁶⁾。この寛政度内裏の造営を

ぐる朝幕間交渉については、藤田氏の業績に詳しく、「平安時代の内裏への復古をめざしていた」天皇らに松平定信が押し切られる様が明らかとなっているが、⁽¹⁷⁾行幸の鹵簿は、次の『寛政御遷幸之記』⁽¹⁸⁾が示すようなルートを進んでいき、それを多くの群衆が見物した。

【史料一】⁽¹⁸⁾

御道筋ハ聖護院より黒谷街道を南へ、三條を西へ、境町を北へ、御築地の内凝華洞の東の方の廣小路を西へ、直ちに南門へ入御まします、中にも黒谷街道ハ田間ニある牛馬道なれハ、新に地形を清められ、左右へ一間半ツ、道を開き、径六七間程の廣道と成、矢來を兩側に結ふ、其外三條の橋造り替られ、小路ハ民家の床を土間と等しく切下て、京洛の老若緇主等ハ云ニ不及、浦安四隅の洲々津々浦々の者迄も伝へ聞て、一天の君の御幸拜まんと千里を遠とせず、海山を⁽¹⁹⁾超て洛ニ來るもの幾千萬そや、

藤田氏は、その遷幸の様子を描いた屏風絵に言及しているが、それが【写真③】のボストン美術館所蔵の屏風であり、同氏は平成三年（一九九二）から平成四年（一九九三）にかけて巡回した「ボストン美術館秘蔵フェノロサ・コレクション屏風絵名品展」での出展の様子から紹介し、作品名を「行幸図」としている。⁽¹⁹⁾おそらくこれは同展の展覧会図録に「行幸図」とあることからそうにしたものと思われる、図録には「列中に鳳箏がみられることや全体の風俗から、一見して近世の行幸図であることは明らかであるが、後に触れる筆者吉村周圭（一七三六〜九五）の活動期や画歴、また随所に認められる記録との一致から、本図は寛政二年（一七九〇）の遷幸⁽²⁰⁾図と推定される」との解説がある。

そこで【写真③】に基づいて鹵簿を検討してみると、【写真③-2】のいちばん左側の画面の集団に二つの櫃を運ぶ一団がいる。それを拡大した写真が【写真③-3】である。この寛政二年（一七九〇）の行幸の鹵簿にある二つの櫃が何であるのかがここでの問題である。【写真③】とは別に、行幸の鹵簿を詳細に描いた絵巻が宮内庁書陵部に所蔵されている。【写真B】がそれである。【写真B】によると、行幸の鹵簿における二つの櫃が描かれており、そこには註記がされ、それぞれ前方の櫃を「鈴鑿」、後方の櫃を「太刀契」としている。

どうやら寛政二年（一七九〇）の行幸の鹵簿に鈴鑿櫃と太刀契櫃が含まれていたことは確認できたが、これらの櫃が光格天皇の頃から登場したもののなかかどうかは依然不明である。この点をどのように検討すればよいだろうか。

行幸の鹵簿は、次の左大臣一条輝良の日記『輝良公記』の寛政二年九月八日条にあるように、関白鷹司輔平から命じられて一条輝良が検討したものであった。

【史料二】⁽²¹⁾

(前略) 良久(藤原輔平)関白(藤原賴朝)衣冠於朝餉間面会被示条々

- 一、遷幸之節(一条輝良)下官(一条輝良)へ共奉被仰出并次第作進可被仰出、先内々示之由云々
 - 一、下官料間ハ自武家飭綱共可出併乗様ニハ成ましき哉、於下官方馬可吟味、且前駈諸大夫上臈騎馬ハ於下官用途可調、一分之沙汰云々
 - 一、下行ハ大臣米十石、殿上人七八石斗可有之、所詮何にも不足由云々
 - 一、共奉ハ先百官之内一人にても可揃、大臣ハ下官一人、納言・三木など先三人ツ、之由
 - 一、於関白ハ痔病ニ而騎馬ハ難成、仍十石之下行も被申断、御乗車ニ候、併車一分ニ中々難調間、網代車拝借ニ候、栴榔毛ニ而無之、甚如何ニ候へとも、先栴榔毛代ニ網代被用由云々
 - 一、院(後醍醐上皇恭礼門院)女院も還幸車栴榔毛、共奉束帯、院ハ執事共、女院ハ大臣ナシ
 - 一、内遷幸ハ凡十一月中下旬之内、下旬ニ候ハ、早キ方、其当日ハ催丑刻、或寅刻共奉参仕、卯刻ニハ出御之御積由也
 - 一、当日ハ仮皇居へ共奉中々参集成下官ハ一寸可参哉之由、仍仮皇居外之町家借渡にて夫々先参集、扱食事類以下禁中ハ不出、一分弁当之由、出御之節庭上に可廻由、尚一合伝奏奉行ハ可被申
 - 一、仮皇居端番所も其外殿上邊悉撤却、出車ハ常ノ車寄江可附由
 - 一、御道筋岡崎海道廣道三条堺町凡五十町斗也、仍廣道邊休所一ヶ所設、町御医師などの宅ヲ構休所、共奉など便所并湯茶設由云々
 - 一、今度之例ハさしての当無之、此度之やう成洛外遷幸ハ無之、先春日行幸など二より以准掬例御治定云々
 - 一、院栴榔毛車ヲ院遷幸後又女院江被借由、且御道筋凡兩御所同事
 - 一、共奉四府今度ハ樂人・北面などハ可被除由云々
 - 一、内遷幸下旬にても早キ方ニ候ハ、院も十一月下旬遷幸之由云々
 - 一、唾壺・打乱箱・火取等(下官所持之、借用頼云々)
 - 一、新造内裏内見之事、関白ニハ遷幸前日可被點見也、仍下官内見之事頼置云々
- ここに列記された関白からの指示のうち、一条からの問いに鷹司が答えたものとして記されている「今度之例ハさしての当無之、此度

之やう成洛外遷幸ハ無之、先春日行幸など二より以准拠例御治定云々」という文言によれば、そもそも今回のような行幸の近例がなく、古代・中世の「春日行幸」などの例をもとに検討するしかないのではないかと考えている。実際には、行幸の鹵簿は一条のみで案出できるものではなく、正親町公明が日記に「遷幸新造 内裡次第」は「左大臣輝良公作進也、其実中山前大納言（忠良）案、余亦可加校正被命之間、一二中愚意被改正了」と記すように、中山忠尹や正親町公明の力を借りなければならなかった。

このように一条輝良らを中心に案出された行幸の鹵簿において、果たして鈴鑓や大刀契はどのように扱われたのかという点だが、正親町公明は遷幸次第を記す中で「次少納言鈴奏」・「次左（右）近将監昇太刀契櫃」と記している。⁽²³⁾だが、今回の行幸からこれらを適用したという点についての明記はない。一方、寛政度内裏の造営に関与した裏松光世が作成した『固禪入道作遷幸新造内裏次第』には、『北山抄』・『西宮記』・『猪熊関白記』・『年中行事』を典拠として大刀契の関係記事が列記されている。⁽²⁶⁾これは、先ほどの【史料二】で古代・中世の行幸例を参照せざるを得ないとしていた点と関わっている可能性があり、行幸のあるべき姿を追究する中で大刀契の存在を再発見したということなのだろうか。

この点について、東京大学史料編纂所が所蔵する裏松家史料⁽²⁶⁾に関連する史料があるかどうかを調査したところ、【写真C】の史料を見出すことができた。これは、紫宸殿の桜と橘の位置に関する勘文「裏松固禪南庭桜橘在所勘文案等」に含まれた勘文案の一つである。この勘文案の存在は、寛政度内裏の造営過程で大刀契の問題も検討されていた可能性を示唆しているように思われる。主な典拠は『中右記』だが、おそらくこの勘文案の検討に関連すると思われる史料が東山御文庫保管の御物に含まれている。次の「大刀契節刀」と題する書付綴がそれである。

web公開に際し、
翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

【史料四】⁽³¹⁾

一、今度鈴 奏ノ鈴於御内儀出来、主鈴（御儀形之）へ被相渡ト云々、鈴印ノ辛櫃昇人等自御内被相渡也、主鈴於宸殿簀子鈴印納于櫃、夫迨ハ令懸于首也

すなわち、この時、馱鈴が奥向から出現したとのことであり、それが主鈴に渡されているのである。主鈴はその馱鈴を櫃に納めるまでの間、首に懸けておくよう命じられている。また、内容物については引き続き保留するものの、大刀契櫃についても、同じく次の『大外記師資記』の寛政二年九月二十九日条にあるように、

【史料五】⁽³²⁾

一、同被命、（御儀形之）太刀契辛櫃并御鳳輦等下敷可被用、令用意候様、尤菟道三而も可然旨也、三枚用意ト云々、尤菟道之余分も可有之旨答早大刀契櫃は鳳輦と並ぶ扱いを受けており、櫃の下敷きに用いる筈の用意が指示されていることからすると、鈴鑑櫃といい、大刀契櫃といい、単なる形式的準備ということではなく、それらに内実を込めようとしていた意図がうかがわれよう。

二、大刀契櫃の復活と皇位の正統性

しかし、依然として解明の困難な点は、大刀契櫃が本当に寛政二年（一七九〇）の行幸に際して復活したのかということ、そして大刀契櫃の内容物の問題である。これらの点を明らかにする方法はなかなか見出しにくいのが、大刀契が皇位継承に際して重要視された宝器であったことをふまえると、皇位継承儀礼における大刀契櫃の取り扱いについて検討しておく必要があるだろう。

そこで試みに宮内庁書陵部に所蔵される、近世において剣璽渡御が行われた場合の行列図を網羅的に調査してみたところ、後西天皇・靈元天皇・東山天皇・中御門天皇・桃園天皇の剣璽渡御の行列では「寶劔」と「神璽」及び「鈴」の存在は確認できるものの、大刀契を
確認することはできなかった⁽³³⁾。一方、宮内庁書陵部所蔵九条家本に含まれる「明正天皇御讓位交名」⁽³⁴⁾と一連のものと思われる「御讓位次

第」には「太刀契以下支近代無之」⁽³⁵⁾とあることから、当初の近世の劍璽渡御では太刀契とその櫃は存在しなかったものと思われる。

ところが、霞会館資料展示委員会編『光格天皇と幻の將軍 京都・日光・例幣使』という展覧会図録に掲載されている「21 御物 光格天皇御讓位絵巻」の写真をみると、劍璽渡御の行列に二つの櫃が描き込まれていることを確認できる。⁽³⁶⁾しかし、それらの櫃の上に註記された文字が小さかったために読めず、このたび宮内庁侍従職から写真の提供をうけて確認してみたところ（写真④）、【写真④-1】の手前が「太刀契櫃」、奥が「鈴鑓櫃」、【写真④-2】では前方の櫃が「太刀契櫃」、後方の櫃は「鈴鑓櫃」であることを実見できた。

問題は、その太刀契櫃の内容物だが、『薩戒記』の正長元年七月二十八日条における、後花園天皇の皇位継承儀礼についての記述の中に「次太刀契、近代無其實、辛櫃許也、」⁽³⁷⁾とあり、室町期には櫃だけが皇位継承儀礼に組み込まれていたものの、それすらも近世には行われなくなつたという経緯からすると、おそらく寛政二年（一七九〇）段階で内容物までを復元することは困難だったのでなかろうか。だから、【写真C】の勘文案は櫃のことに絞っていたのだと思われる。なお、前引の絵巻のほか、光格天皇から仁孝天皇への讓位に際しての文化十四年（一八一七）の劍璽渡御の行列図を参照しても、やはり鈴鑓櫃と太刀契櫃は記されている。⁽³⁸⁾したがって、以上の検討をふまえると、光格天皇の段階から、寛政二年（一七九〇）に用意された太刀契櫃が皇位継承儀礼にも用いられるようになったと考えてよからう。

それでは、なぜ光格天皇は従来劍璽や馱鈴のみで事足りていた皇位継承儀礼における劍璽渡御に新たに太刀契櫃を組み込んだのだろうか。やはり「はじめに」で見た先行研究の注目する光格天皇の出自や朝儀復興に伴う權威強化の問題に収斂される事柄なのだろうか。なかなか難しい問題だが、この問題を考えるにあたり、いくつか推測を重ねると、まず光格天皇が寛政度内裏を平安時代の様式に基づいて造営しようとしていた点との関係を見過してはならないように思われる。すなわち、藤田覚氏によると、近世の天皇は「天智天皇の定めた法」とそれに従う桓武天皇の理念を受け継ぐ趣旨の、次の文言を含む即位宣命によって代々即位していたといふ。⁽⁴⁰⁾

【史料六】⁽⁴¹⁾

掛畏岐平安宮^尔御宇志倭根子天皇^{桓武}我宜此天日嗣高座之業乎掛畏岐近江乃大津乃宮^尔御宇志天皇^{天智}乃初賜比定賜倍留法隨^尔奉^尔度仰賜比授賜布天命乎受賜利

天智天皇と桓武天皇の理念が皇位継承儀礼において重視されていたとするならば、光格天皇が自らの讓位の際に太刀契をも儀礼に組み込もうとした意図は比較的明瞭となる。すなわち、本稿の冒頭における、太刀契は「桓武朝廷の代からレガリア化したと思われる」とい

う上田正昭氏の指摘や天智天皇が「百済国王の宝器として大刀契を収用した」との大石良材氏による指摘を考慮すると、光格天皇は仁孝天皇に譲位するに際し、まさに即位宣命における天智天皇と桓武天皇の理念を名実ともに父子で体現させようとしていた可能性があるということである。だとすると、ではなぜ光格天皇は天智天皇と桓武天皇の理念を具現化させねばならないと判断したのだろうか。

この点については、より深刻なもう一つの問題として、従来の近世の天皇・朝廷に関する諸研究ではほとんど認識されていないけれども、皇位継承に際して重視されてきた剣璽と神鏡、いわゆる三種の神器と皇統をめぐる正統性が意外にも近世において度々揺らいでいたことを考慮しておかねばならないだろう。通常、三種の神器については、次のような説明がなされることが多いのではなからうか。次の史料は『京都御所取調書』に所載の「剣璽之間」の説明に関する藤波言忠の発言である。

【史料七】⁽⁴³⁾

初め天照大神、皇孫瓊々杵尊に鏡、剣及び璽を授け給ふ、三種神器是れなり、而して神勅に依り瓊々杵尊以来歴代天皇、此の神器と同殿同林におはしましき、崇神天皇の御代に至り、神威を汚さんことを懼れ、鏡剣を摸造して、神授の璽と共に皇宮に安し、神授の鏡剣を大和笠縫宮に奉斎せしめ給ふ、垂仁天皇の御代更に伊勢に移し奉る、皇大神宮是れなり、景行天皇の御代日本武尊、東征の途、伊勢神宮に詣で、神授の剣を得て東夷を征し、凱旋の途、之を尾張に留め給ふ、後之を同国熱田奉斎す、熱田神宮是なり、崇神天皇の御代摸造の御鏡は歴代内侍所に奉斎せらる、即ち今の賢所に奉斎せらる、ものはれなり、又摸造の御剣は寿永の乱に海底に沈みたるを以て、其の後伊勢神主より奉る所の宝剣を以て之に代へ給ふ、今宮中に伝へ給ふ所の御剣是れなり、而して御璽は天照大神より伝へ給ふ所の神器なり、

此の如き神器なるを以て、歴代の御尊崇甚だ厚く、同殿同林の神勅に依り、一夜にても他へ行幸あらせらる、際は必ず之を奉じ給ふ、しかし、これはあくまでも近代の段階での説明の一つであり、近世において三種の神器の信憑性に関わる問題は、南北朝問題とも関わって、依然深刻な問題として横たわっていた。そのことを端的に示す史料が次の権大納言一条兼香の日記『兼香公記』の享保六年閏七月二十日条である。

【史料八】⁽⁴⁴⁾

已下刻、中山大納言密語曰、此間被向松平伊賀守、申云、於関東中院大納言・彼卿等可尋問之由也、此間内裏御修理之事相済来云々、此外廻文・

拜借屋敷事二付、伊賀守令申聞、有子細云々、其外堂上行跡不宜人々有之由、不申其人、少々無何申之云々、其条々云、

(中略)

此序被申曰、水戸故中納言光國卿述作書題大日本史十有餘冊、数年当大樹公被披見處、甚宜編集本也、今度板行被申付度被存處、御代之内、後醍醐天皇以後御系図以南朝被正当(正統)、然者當時主上迄於南朝被立正当哉、而此編集之儀如何々々、且以北朝被立正当哉、若以以北朝被立正当者、此板行可有延引之間、密々兩卿造以伊賀守被尋問之由也、其編集様如本朝通紀云々

此儀兩卿不及即答被返了、而於中院家被考、且彼卿被考處、北朝者入帝數、其帝王何十代与有之、古今通例、又南朝主者不被入御代數而、年号與国古今本朝無之文字也、称号儀、如何而水戸家可有存寄、且於年号者、菅家令尋者可知之哉、如何、何分北朝可為正当哉、王代一覽、皇胤圖等被考之由也

(一) 本兼考

子答云、以北朝被正当者、三種神器御相伝之子細、自武家尋之者其返答如何而後醍醐天皇以後三種神器有南朝、達後小松天皇、被授南朝、此事論者曰、以三種神器帝王被正

当者南朝為正当、至後小松天皇始為正当、此儀故殿御時節有其論、下鴨社司祐之縣主撰年代記、以有三種神宝為正当也、若不用其儀、只むりに以北朝被正当者、三種神器無

易事也、于茲意味可有之也、若又以三種神器被正当者、譬ハ盜來令取ハ是以可為帝王哉、近代に世流風保建大紀相聞有之、仍諸士志学輩有其論、(一) 本兼考、下官雖不預之、甚大節事也、

若北朝被立正当者、如下官吳朝令仕而大概本朝諸家供南朝者無之、撰家諸家悉仕北朝、其北朝主者足利尊氏依不意令立之故、後鳥羽院被即位与天地懸隔也、是(後白河)、法皇御命被立

尊成天皇也、只一言依沙汰正統天皇御系図きすつく也、此處甚大節儀而、以北朝被立正当處者、大日本史板行停止而、大樹公近代被用經学、若干万三種神器無之被立正当不

審有之者如何、其處是非難謂而、何道正統天子当御代何不申分石子細、此事以旧例故実難信用之間、甚下官大節令存告之、彼卿云、下官如申有其一理、依尔事可及言上之由也、

此間時々有主上御当座之由被申之了

(中略)

予云、正当之処尋之儀、定基卿被申云、三種神器有之正当也、仍以南朝為正当之旨被申之、下官云、此事一兩年間、或人説以三種神器為正当者盜人令取者自其日其人可為正当天子哉、此論如何々々、而大樹公經学被用者、只旧例故実い、まきらかしてハ何分不承知、而近代保建大紀同打聞有之、三種神器知仁勇二あつる説有之旨令之、且自後龜山天皇被受後小松天皇甚有議論事也、(野呂元基)、彼卿不分明、猶

其兩書所見之後可申之、下官云、於神道者、可有秘伝、何分於其理者是不安説欤、仁知勇無之天子不謂天子理顯然、又仁知勇者人々有之事也、而仁知勇者以理称之、如此而景忠卿云、崇峻天皇鏡才被鑄改、後神劔者於西海滅、其後宝劔也与、是俗説也、其者神代以後事、

鏡者有 内宮、宝劔者 于今熱田案置、而神璽于今有 内裏、何于今無之難謂哉、而如此以理言之者神道サマタゲ、只可有神秘、下

官少々風説令存知処也、此外有尋問事、不及具注

（中略）

抑本朝人王以来三種神器不渡賊手処、是本朝為本朝処、故二以三種神器為貴也

ここでは、武家伝奏の中山兼親が京都所司代松平忠周から伝達された質問事項を一条兼香に伝える序でに話題となった部分を引用しているが、具体的には徳川光圀が作成した『大日本史』について、將軍吉宗は高く評価して板行も企図していたものの、『大日本史』では歴代天皇の系譜は南朝を正統として記述していたことが問題となり、当時の天皇は北朝を正統としているのかどうか、もし北朝を正統としているのならば、板行は延引すべきなので、内々に京都所司代から武家伝奏まで照会があったということであった。この照会をうけ、兼香は一段落としての部分（紙幅の関係上、小字とした）で思考を廻らせたものの、問題は三種の神器の所在のみで正統の在処が確定できるのかという点であった。さらに兼香は実際には臣下の多くが北朝に仕えたという事実があるものの、皇位継承の手続きにおける北朝の弱点は明らかだとも認識しており、北朝が正統であるという主張は崩壊しやすいことを充分に自覚していたが、もし吉宗の板行を止め、却って吉宗が三種の神器のない段階があるにもかかわらず正統を主張する北朝への疑念を抱いた場合、どのようにすればよいのか見当がつかないと思いついて悩んでいる⁽⁴⁵⁾。一方、南朝正統論を述べる野宮定基のような公卿もおり、三種の神器の意味づけと皇統の正統性をめぐっては、近世の宮中にあっても確たる説があるわけではなかったのである⁽⁴⁶⁾。

また、白川神祇伯家の学頭であった白井雅胤も関白一条兼香に「一、白井雅胤云、（中略）、又三種神器無御存知之故、武門繁栄、公家御衰微也⁽⁴⁸⁾」と語るような状況であり、三種の神器をめぐることは、その意味が宮中で共有されていないという批判も生起していた。

さらに次の『兼香公記』の元文二年十二月一日条によれば、劍璽の間に安置されている璽筥⁽⁴⁹⁾のほかに、全く別のものが安置されていることが問題となっていたこともわかる。

【史料九⁽⁵⁰⁾】

去比蒙^{（兼香）}

勅、白井帯刀令相尋処、劍璽ノ間ニ有之自吉田家進之一辛櫃、璽筥ニまきれ如何ニ令存之故、其段令言上、不叶思食、無是非事也

すなわち、劍璽の間には吉田家が献じた辛櫃も安置されており、そのことに関する見解を白井雅胤に照会し、桜町天皇に言上したところ、

天皇の納得は得られなかつたとある。その吉田家が献じた辛櫃については、『兼香公記』の元文三年九月二十一日条に詳しい記述がある。
 【史料十】⁽⁵¹⁾

劍璽ノ間自吉田令封鎮座小キ辛櫃之事

後奈良院天文年中兼右被召、其節被尋問之事有之、仍委細令言上之、又兼見卿之時、慶長年中 後陽成院御代、令開之、而辛櫃之内、少サキニ三重アリ、以 勅筆被遊、鎮座、而 元禄年中 東山院御時モ兼連卿江有御尋、ツイニ不被為見之、又享保年中 故院御代彼卿二重マテ被開、今一重ハ可為無用之由 勅定、又家久公被申之、而不家記、被伝代々申伝、而有二品一ハなかおもき、一ハなかかるき、只今有 内裏者輕キ方也、中ヲ令開者、相知ル、事、而不開、其内是ハ三種神器之外ハ相次神器也、卜部家秘伝云々、不開者難申入、二物何レニテ可有之哉不知之云々

予云、其口伝之義ハ不相知、不及伝聞、併有思食、先予可尋試之由也、而禁秘抄被記置候旨有子細、其節被載神代神器事、而 劍璽ノ間ニ有之事不相知也、如何々々、而例ニウセニテ、有秘事様ニ而不申之、又問 内侍所ニ辛櫃事、於卜部家者大秘事之由被申之、予云、当家両伝之子細令存知之由示之、而卜部家申沙汰不知之故与告之、巨細不及具注也

これによると、劍璽の間にある吉田家献上の辛櫃は吉田家によつて封がされていたが、過去に何度か開封が試みられたものの、三重の封がされていたとのことである。封入されていた物には重さの相違があつたようだが、三種の神器に次ぐ「神器」だとの吉田家による「秘伝」も伝えられていたといひ、兼香はそれに否定的な見解を示している。もともと一条兼香は、次の『兼香公記』の元文二年十一月十二日条が示すように、吉田家の唯一宗源神道に批判的であつた。

【史料十一】⁽⁵²⁾

伝聞、予非難吉田家、雖然、卜部兼俱卿以後謀計甚也、予惡之、卜部神道根本不惡説、兼俱以後習合甚、仍不用之、故殿若年時ハ受根根本卜部ハ龜卜長上也、不神祇長上、是室町家時分他流衰微、彼流発向、近代不用習合、仍卜部輩器量依無之、品々令申立、於神道者大罪人也

そのような兼香にとつて、吉田家の所伝は充分に怪しむべきものであつたが、【史料十一】の傍線部分によると、今度は内侍所に二つの

辛櫃があることについても、吉田家の所伝が問題となっている。当時の一条家にも、なぜ内侍所に二つの辛櫃があるのかについての所伝はあったようだが、兼香は詳細を記していない。ところで、その吉田家の所伝については、参考となり得る記述が『兼香公記』の元文二年十二月二十九日条に見出される。

【史料十二】⁽⁵³⁾

應永九年御湯との記正月本尊年款〇八日款

天子自於 内侍所神膳など供せられし事有之、これハ南朝より三種神器かへりおはしますのころハ時々御参あり、主上ことさらにあかめたつとミたまふ、ことに内侍所つけおはしまして、神センのほかミきせまいを供せられて、そのせまいを御す、をあけし人々二、かミにす、まして下されし、当御代明德以後、度々御事也、〇或云、これより御くまるとして鈴上候人々に自内侍所御くまを遣之由也

文明比より吉田執 奏として三種神器「 南朝ニありしを吉田ニあつけらるゝよしもうし出す、これ朝廷神事ハ吉田のほかになきと人々ニおもハせしより、火さいのためとて二品あるよしをもうし出す吉田兼俱時分也、これよりまきらハしくおハします」
兼良公二の御セつ二、天子御老人受授神宝あにふたつあらんや、崇神天皇御あらため給ハ子細ある事、何世にても伊勢あつた太神宮まもり給へハ外にハあらし

兼按、当時三種神器伊勢・熱田各別、内侍所御鏡二面、又 神宝モ吉田家令封之事可正々々

これによると、吉田家は当初、三種の神器を南朝から預かったと主張していたようだが、宮中の神事を一手に引き受けていた吉田家は、のちに火災に備えて内侍所には鏡が二面あると述べるようになったという。そのような主張が事を紛らわしくしてきたといい、かつて一条兼良は、神器は伊勢と熱田に祀られているものが大切なのであり、吉田家のいう二つの器物には否定的な見解をとっていたことが『御湯殿の上の日記』を引用する形で記されている⁽⁵⁴⁾。しかし、やはり実際のところ、元文期の内侍所には二つの辛櫃が存在していたようである。次の史料はそのことを示す『兼香公記』の元文三年五月一日条である。

【史料十三】⁽⁵⁵⁾

慎而考

辛櫃二合之夏

一合南方 宝鏡カルシ

一合北方 ヲモシ

北ノ方一合ハ後人上ヲカスメ作レルモノニテ、東山邊ノ社ニモ一合アリ、御カラミノ時ニ古キ覆ヒヲ拝領申シ、彼ノ社ニ納メ置ケル一合ノ覆ヒトナシ申候由、如此キユヘニ、寛永十八年三月二十三日仮殿渡御ノ時、庭上ノ敷板ニ小紋ノ半畳ヲシキ下御シ玉フ時、第一ノ辛櫃ニ御拝アリ、第二ノ辛櫃工御拝ナシ云々

右

一、内侍所ハ東向ノ筈ノ由、伯雅喬記ニ、内侍所ハ東向ニテ、宜陽門ノ内、南殿ノ東ニアリ云々

右伯家之説御座候

村田市正殿 白井帶刀(雅胤)

この内侍所における二つの辛櫃をめぐる白井雅胤の考察は、『兼香公記』の元文三年五月一日条に「招久我大納言(前記)伺天氣、而拜天顔、此序自白井雅胤密々令差出 内侍所之夏令言上、即奉書付了(56)」とあるように桜町天皇にも提出されたが、白川雅富の見解として「当時内侍所両櫃、仍称 内侍所両神之由、伯三位兼而被申之故也(57)」という考え方も一方であった。

さらに、宮中においては内侍所とは別に天皇によるもう一つの鏡への拝礼があった。例えば、『兼香公記』の元文二年閏十一月九日条は白川雅富の発言として「又鏡可拜、而二条家御代官之時、自綱平公被立鏡之由、是口授、先ハ八咫宝鏡可然之由被申之(58)」と記しているが、これはおそらく具体的には、次の『京都御所取調書』における「劍璽之間」の「御上段」についての藤波言忠による説明と関連があるだろう。

【史料十四(59)】

主上毎朝此の御座にて、劍璽御拝あり、

孝明天皇の御代、毎朝御鏡御拝あり、蓋し之は古来よりの儀にして、天照大神が皇孫瓊々杵尊に神器を授け給ふの時に「此鏡を見ること猶吾を見るが如くせよ」との神勅を奉じ給ふものにして、御鏡は鏡台に懸け、御棚代の北、御襖の傍に南面に立てらる、主上御

棚代の南より北に向ひて御拝あり、御拝の次第は御二拝、御著座、三種大祓三反、御拍手二にして、神祇伯白川家の伝授なり、御拝の後は掌侍御鏡を拭ふ、常に臣下の影を映さしめざるよう戒む、

近世の天皇は、内侍所に二つあるとされる辛櫃とは別に、もう一つ「御鏡」を所持しており、劍璽の間の上段において拝礼していたのである。おそらくこれまで見てきたような状況は、光格天皇の時まではもちろん、仁孝天皇・孝明天皇を経て明治天皇の践祚当初も基本的には同様であったと思われる、これに関連し、のちに福羽美静は賢所の神器について次のように回想している。

【史料十五】⁽⁶⁰⁾

南北朝両神器の事

此ハ神祇官の当時より常ニ思ひ居る事なれども、賢所ニハ南北両朝より傳れる両様の神器ましますなり、一方を棄つるといふ事もなされまじきも、何とかして一方ニなし置き度ものなり

福羽の理解では、賢所にある神器二つは南北朝時代から伝来するもので、両朝の神器が同居している状態だったと認識されており、本来ならば統一されるべきところ、一方を廃棄するわけにもいかなかったと述懐している。⁽⁶¹⁾

すなわち、従来考えられてきた以上に、近世における皇統と三種の神器をめぐる理念と実際は渾沌としており、厳密に解釈しようとした場合、どこかで矛盾が生じてしまう苦しい状況にあった。光格天皇が直面していた状況とはおそらくこのような状況であり、天皇は吉田家の所伝に基づくあやふやな辛櫃などではなく、三種の神器に疑念を抱かせる南北朝時代を遙かに遡り、真の意味で皇統と三種の神器を補強し得る宝器を創出する必要性を痛感し、寛政二年（一七九〇）の遷幸時に復活させた大刀契櫃を自らの讓位に際して再度活用したのではなからうか。

おわりに

仁孝天皇から孝明天皇へ大刀契の授受がなされたことは、孝明天皇の新嘗祭において「契櫃」の存在を確認できることや、火災からの復興に伴い安政二年（一八五五）十一月二十三日に行われた仮御所から安政度内裏への遷幸の鹵簿に「鈴鎗櫃」と「太刀契櫃」が含まれ

ていること(62)から明らかだが、孝明天皇から明治天皇への皇位継承に際しては、劍璽渡御は行われず、明治天皇の座近くには劍璽が安置された(63)。そこでは、鈴鑑櫃と大刀契櫃を確認できない。また、明治天皇が江戸(東京)へ行幸した際の鹵簿に鈴鑑櫃と大刀契櫃が存在したかどうかはわからず(64)、『写真D』の明治六年(一八七三)の皇城炎上に際しての焼損を免れた物品リストにある「御傳來御辛櫃 二合」が鈴鑑櫃と大刀契櫃である可能性は否定できないが、今後の調査に期すよりほかない。

践祚した明治天皇は祖父の中山忠能に「帝王の任の重きを詠じたまへるもの三首」を示した(65)。これに対して中山は「忠能感泣し、更に天皇の御心得あるべきこと二三を擧げて言上」しているが(66)、それは次のような内容であった。

【史料十六(67)】

先帝崩御後、孝明天皇宸詠被見下、四十餘首、御悲嘆御追悼之叡情、玉吟之中被仰盡、寔以感佩、不思落涙了、玉詠中三首、帝王之重御儀被詠、中山忠能子奏云、此御製永く能々令凝宸襟可給、抑皇國天照皇大神宮御國而、天子令預御之、雖至尊、吾物ト思召テハ自然御隨意之御所置可押移、且御在位中、光格・仁孝兩帝御在位之御規矩能々可令守給、御讓位後院中之御事ニ於ハ、又々以思召被定も聖代之御例ニ候杯精々心中言上、又早可被覽禁秘御抄、御常之義ハ後水尾院年中行事・建武年中行事・公事根源、其上ハ江家次第・北山抄・西宮記之類又律令格式、御會等被為在様申上、各書名書付可獻有仰、

ここで中山は、国土は天照大神から預けられたものであることを強調し、在位中は光格天皇・仁孝天皇のありようをよく守るべきことを説いている。なぜ孝明天皇を手本としないのかは不明だが、この時点では明治天皇の将来的な讓位も想定されており、讓位のことについては天皇の意向で定めるとよいと助言し、今後読むべき儀式書などを列挙している。当時はまだ近世の天皇の延長線上に明治天皇は位置づけられていたことだろう。

その後、明治天皇については、「光格天皇元服の事」に倣い、(68)慶應三年(一八六七)七月十九日に「新帝追々御成長ニ付、(慶應四年)來年正月上中旬之中御元服御治定被仰出」た。(69)元服の日程が慶應四年(一八六八)正月十五日と正式に決定されたのは慶應三年(一八六七)十一月二十四日のことだったが、(70)実はそれに先立つ慶應三年(一八六七)九月十四日には「(慶應三年)來十一月御即位被行度思召候、併調進物様子承度、其上弥御治定ニ相成候」という予定も一旦は検討されていた。(71)ところが、即位式は当初予定の慶應三年(一八六七)十一月ではなく、明治元年(一八六八)八月二十七日までずれ込むことになり、(72)本来ならば慶應三年(一八六七)十一月に即位式を挙行してから慶應四年

（一八六八）正月に元服を行う手順であったはずが、元服よりも即位式のほうが後になってしまったのである。この間の事情について、『明治天皇紀』の明治元年八月十七日条は次のように説明している。

【史料十七】⁽⁷³⁾

即位の日を定め、海内に布告す、（慶應三年）客歳九月朝議あり、十一月を以て即位の大禮を行はんとせしが、國事多端、加ふるに諸般の準備竝（慶應三年）びに鋪設の要あるが故に、十月五日に至り明慶應四年を以て舉行の事に治定す、當時未だ典禮の準據と爲すべきもの制定せられざるを以て、古禮に則り、新儀を加ふることと爲せり、

すなわち、「國事多端、加ふるに諸般の準備竝びに鋪設の要あるが故」という理由だったのだが、即位式順延の決定は慶應三年（一八六七）十月五日のことだったとされている。その順延決定後、元服の日程を直ちに正式決定したということになる。

しかし、当初即位・元服の順で検討されていたということには、それなりの意味があったはずである。なぜ当初とは異なり、即位・元服の順にこだわらなくなったのか。【史料十七】では、即位式の当初予定からの順延を説明するものの、元服の扱いについては説明されていないのである。そもそも早くから即位・元服の順が提起されていた理由とはどのようなものであったのか。この点については、次の平田職修による『明治天皇御即位一会』の慶應三年九月十四日条が参考となる。

【史料十八】⁽⁷⁴⁾

右二付、（二条齊敬）摂政殿も参候処、何方々勸進ハ不存候得共、清和帝以下御即位・御元服等有之候、御元服・御即位者被行候例茂有之候、これによると、摂政二条齊敬らは、即位・元服の順と元服・即位の順で、先例が分かれることを認識していたことがわかる。この発想の意味は、同じく『明治天皇御即位一会』の慶應三年十月五日条を検討することでより明瞭となる。

【史料十九】⁽⁷⁵⁾

- 一、（二条）摂政齊敬公ハ入道准后政通公も御相談相成候而、御即位明年（慶應四年明治元年）与御治定由承候也
- 一、調不申候得共、伝聞、清和天皇以来踐祚・即位・御元服度々有之、諒闇中ハ五例、近例ハ宝永
- 一、踐祚・御元服・御即位例三例（嵯峨帝・光嚴院・崇光院有之候得共、不甘由也）
- すなわち、踐祚・即位・元服の順は多例である一方、踐祚・元服・即位は少例であり、しかも少例の内容は嵯峨天皇・光嚴天皇・崇光

天皇の三例のみという状況で甘心せずと認識されていたのである。にもかかわらず、確かにこの日、「御即位明年（慶應四年明治元年）与御治定」となった。当初、明治天皇の通過儀礼は、前近代における多例に基づいて進行されるはずであったが、実際には少例のほうが選択されてしまう結果になったということになる。この多例と少例の差は、前近代の観念ではどの程度の差異だったのだろうか。その点について、次の『兼香公記』の宝永七年二月二十一日条は参考となる。

【史料二十】⁽⁷⁶⁾

當時撰政何（近衛家範）以可言撰政哉、上古撰政者帝為惡事時、申諫事、是古今政道也、當時撰政先不見詩書六經、政道當職之後、為有職不有職、如悉非其故、即位以前天皇元服之有沙汰、是非天皇元服、新王元服也、（親方）天皇元服云古事不知、其外各被用凶事、甚以不易人也、仍帝善事不知之、只闕東いせい為本、（室元上皇）仙洞（東山上皇）与新院（東山上皇）与御なかを被直事、又仙洞為不奉仰、被行政、今又如此、依之、天子御身厄仍天地如此出星欵、事依不審記之早

これは【史料十九】では多例のうちと認識されていた宝永八年（一七一）正月一日の中御門天皇の天皇元服に関する一条兼香の見解である。これによると当初、中御門天皇の元服は即位式の前行われる予定であったことがわかり、兼香はそれを厳しく非難し、即位式の前の元服は天皇元服の先例に基づいたことにはならず、「天子御身厄」に関わることだと述べている。すなわち、天皇として元服するならば即位式を経た上でなければ天皇元服とは見なされず、それは単なる親王元服となり、天皇に災厄を及ぼす結果になると危惧されているのである。即位式と天皇元服との関係は、単に通過儀礼の順番の問題ではなく、天皇の身位に関わる重要な問題だと認識されていたことがわかり、近世ではこのように観念されていたからこそ、当初、明治天皇についても多例に基づいて即位・元服の順で予定されたのだろう。⁽⁷⁸⁾これは、【史料十六】で中山忠能が近世の天皇のあり方を手本に明治天皇の今後について天皇に助言していたこととも符合する。このような前近代的な天皇の身位の取り扱われ方が徐々に変容させられていく過程を看過してはならないだろう。

実際、即位式が順延され、元服のみが先行して行われることになった点についての『明治天皇紀』の説明は次のようなものであった。⁽⁷⁹⁾

【史料二十一】⁽⁷⁹⁾ 中古以來御元服は御年齢十五歳正月五日までに行はせらるゝ例なりしも、近年世上の形勢甚だ穩かならざるため、既に舊例の年齢をも經過あらせらるゝを以て、急遽御元服を來る十五日卯の刻と治定し、（慶應四年正月）

ここでは、「近年世上の形勢甚だ穩かならざる」事態が前近代の觀念よりも優先されており、明治天皇の年齢が超過していくことを防ぐため、「元服の判断をしたとされているが、即位式との関係には一切言及されていない。「中古以來」からの天皇元服を説明するならば、即位式との関連性が当然論点となるはずだが、その点は一切捨象され、明治天皇の即位式と元服の経緯は、それぞれ切り離されて別々に説明されたのである。おそらくこれは、前近代の觀念からは少例となる元服・即位の順がもたらすであろう様々な非難と天皇の身位の取り扱われ方への疑念を封じる意味合いがあったものと思われる。このある種の後ろめたさは、【写真E】の明治天皇の「大統譜」にも反映されていると推測され、ここでは明治天皇の元服の事実は履歴事項に登載されていないのである。【写真A】の「旧譜・皇統譜」における歴代天皇の履歴事項には元服の記載があるにもかかわらずである。

明治天皇は当初、前近代の天皇のあり方を引き継ぐはずが、それは叶わず、前近代の觀念からは異例の通過儀礼に基づき成人・即位していた。しかし、それが「世上の形勢甚だ穩かならざるため」または「國事多端、加ふるに諸般の準備並びに鋪設の要あるが故」という理由による、やむを得ざる結果であったと断ずることは早計だろう。というのも、そのような状況下にあっても、先行研究が述べるように即位式は従来とは異なる新式で挙行され、その準備も臨機応変になされており、その意味では時間が全くなかったわけではなかったからである。また、明治天皇の即位式を取り仕切った福羽美静の回想をまとめた「明治即位新式抄」には次のようにある。

【史料二十】⁽⁸¹⁾

然シテ此度御即位ノ事ハ舊來ノ儀或ハ用キサセラル、丁アリ、又新ニ添ヘ給フ丁アリ、相混ズル道理、其上今般ノ御儀式ハ維新日淺クシテ未タ夫々ノ御儀式備ヘサセラルベキ時ニアラズ、且関東ニ於テハ武家恭順ヲ盡ニヨリ事平キタル姿アリナガラ、奥羽ニ於テハ未タ殘餘ノ戰爭其場合ノ時節ニシテ、関東ノ平定ヲ専ラ急カセラレ、夫ニ付キ至急関東行幸ノ御儀トナリ、其御發輦前ニ御即位ノ大儀ヲ濟マセラルベシトノ御儀ニツキ、右儀式ニ當リ調進スベキ物品其月日アラスシテ、止ヲ得ズシテ略式ヲ用キサセラレ、其儀ハ後代ノ恒例ト遊バサセラレザル議決ナリ、

すなわち、順延された即位式は「舊來ノ儀」と「新ニ添ヘ給フ丁」が「相混ズル」ものとされながら、それらを可能にする準備と次第は維新から日も経過していないため整っておらず、明治天皇による江戸（東京）への行幸前に挙行しておく必要性が生じたことから、その日程の下限を考慮すると「調進スベキ物品其月日アラスシテ、止ヲ得ズシテ略式ヲ用キ」ることにし、それは後代の先例とはしない

旨を決めたという。

ここからうかがわれることは、天皇の即位式については、もともと「舊来ノ儀」を「略式ヲ用キ」て挙行していれば、全く問題なく、もつと早くに従来通り遂行できたのではないかということである。しかし、実際には「新ニ添へ給フ」の整備のほうにこだわり、おそらくその準備期間を確保するために即位式のほうを順延させたものの、当時の政治日程などからなし崩し的に即位式の内容が決定されてしまひ、結局「略式」で挙行されたということのようであった。⁽⁸²⁾ 明治天皇の即位式では、従来の大陸由来の天皇の礼服が廃止され、また設営面でも大陸風が排されたことが知られているが、⁽⁸³⁾ その時の議論の模様について福羽美静は次のように述べている。

【史料二十三】⁽⁸⁴⁾

人アリ、此御禮ニ付キ云丁アリ、御服袞冕十二章之ヲ止メラレ、鋪設中唐例ニ擬スルヲ止メラレタルハ極メテ宜シキ丁ナルベシ、然ルニ百官衣服猶唐土ノ制ヨリ因襲スルアリ、之ヲ何トカアラセラレンカト云アリ、此論一時議政官論ニモ上リタル丁ナガラ、百官ノ躰載ハ猶全ク平定後ノ處分ヲ含ミタル所ナレバ、今般ハ舊来ノ衣冠ヲ用キル丁ト定メラレタリ、

当時、「専ラ我國固有ノ道ヲ取調ブベキ定メ」⁽⁸⁵⁾ に従ひ、天皇の礼服と式場の設営は大陸風を排除したものの、百官の衣服は依然として大陸風のものが入在していたようであり、この点への批判について福羽は、百官の服制は「平定後」の課題とし、今回は「衣冠」を用いることに決したという。だが、その衣服の決定過程に関する議論は、なかなか悩ましい内容のものであった。福羽とともに即位式の事務に従事していた佐伯利麿は当時のことを回想して次のように述べている。

【史料二十四】⁽⁸⁶⁾

言ひ忘れたが服装の相談があつた時、ズウと古い日本式にして左衽にしたら如何といふ説も出た、それはまた變で御座らぬかといふ説が出た、然らば夷といふもの、至極便利でおぢやるに依て筒袖に致さうで御座らぬか、こんな工合で區々であつたが、大禮使の副總裁に當る故福羽美静子爵は衣冠束帯にした

ここからは当時、前引のような「専ラ我國固有ノ道ヲ取調ブ」というには程遠く、新たな服制の詳細を調査して論理的に議論するといふよりは、むしろその場しのぎの粗雑な議論が展開されていたことがわかり、そのような議論を収めるために福羽が「衣冠束帯」を採用したことがわかる。もともと福羽は【史料二十四】のような議論には否定的で、「明治即位新式抄」では次のように述べている。

【史料二十五⁽⁸⁷⁾】

又人アリテ、彼唐土ノ禮ヲ止メラレ、專ラ古代ニ復スルノ論ヲ是トシテ、或ハ将来ノ議ニ及ビ、古風ノミヲ是トスル論アリ、之ハ此論ヲ主張スル輩ハ他國ノ宜シキヲ採ルト云ノ意ナキ輩ナリ、之ニヨリ思ヒヲ誤リタルモアリシナリ

福羽は単に大陸風の排除と復古のみを即位式の路線と考えていたのではなく、「他國ノ宜シキヲ採ル」ことも重視していたが、実際にはそのように運ぶことは困難であった。そのような福羽が即位式において実行した全く新たな試みが地球儀の設置であったが、これは福羽によると「御式ニ八種々の事もあれども、先第一金もなき故、陳腐の事ハ棄るとなし、御宝蔵ニあるものを尋ねたるに、水戸烈公(備前)より孝明天皇ニ奉れる地球儀あり、丈(二テアキマ)ありて目も覚るばかり大なるものなり、之を御式中ニ用ゆる事となせり」という経緯で実現の運びとなったものである。経費節減と何か目新しいことを目指した結果の偶然的産物だったとの説明なのだが、それに福羽が込めた意味は、経費節減や目新しさの追求を越える重大なものであった。すなわち、「明治即位新式抄」には次のようである。

【史料二十六⁽⁹⁰⁾】

御儀式鋪設置ヒテ奏スル時、出御直チニ高御座ノ壇ニ登ラセラル、其御前ニ設ケアル所ノ地球儀、我日本國ノ正面ヲサシテ御足ヲ上ゲ給フ丁左右左ナリ、コレ御即位式中ノ重キ所ナリ、

これによると、即位式中、明治天皇が高御座に擬せられた「御帳臺⁽⁹¹⁾」に登壇したところ、その前面に据えられていた地球儀は日本国が正面に向けられており、天皇はその地球儀の日本国に向かって足を左、右、左と上げる所作をしたのである。これと同様のことは次の「福羽子爵神祇談要旨」にも述べられており、

【史料二十七⁽⁹²⁾】

当時ハ総へて唐服故、御靴あれば、地球儀の日本のある所をすぐ前になし、御式の内ニ天子身(明治天皇)を起させられ、御靴のまゝにて日本のある所に三度御足をあて遊ハす、(中略)、其の時、西郷(西郷隆盛)ハ地球儀の日本の上ニ御靴をあてさせられし事を非常ニ悦びたり

天皇は靴で地球儀の日本国に三度足を当てたといひ、西郷隆盛はこの所作を大変悦んだとある。しかし、この福羽の記述には疑義がある。まず天皇が「唐服」だったとしている点だが、天皇の礼服は袞冕十二章ではなくったはずである【史料二十三⁽⁹³⁾】。さらに、即位式当日は雨天だったため、地球儀は紫宸殿の前庭ではなく承明門内に設置され、天皇が地球儀を踏む所作など不可能であった。なぜ福羽はこ

のような発言を敢えて残したのだろうか。同じく即位式の事務を担った佐伯稔麿は、地球儀の件について次のように回想している。

【史料二十八⁽⁹⁴⁾】

これが抑々先帝登極の第一義であつたと拜される、これを御沓の下に掛けられて世界萬邦を治めすといふ雄大なる御氣象を表されたものであつた、(中略)、まさかには御沓を以て直接に當られた譯では無かつたが夫れにしても新日本を治めす英明の大帝として仰ぐべきその御面影は奉察されるでは無からうか、

佐伯は、天皇が地球儀の日本国に靴を当てたことを否定するとともに、地球儀を「御沓の下に掛けられ」と説明し、その意味は「世界萬邦を治めすといふ雄大なる御氣象を表されたもの」だとしている。福羽は、自らが偶然発見した地球儀に天皇が靴を当てるといふ所作を案出し、「世界萬邦」と天皇との関係を演出することを是非実現しなかつたに違いなく、後世それがあたかも実現したかのよう回想したが、それは完全な形では果たされなかつたということだろう。そのうえで本稿が確認しておきたいことは、福羽は即位式で、天皇の身位の意味づけを確実に変更しようとしていたということである。だからこそ、即位式が「舊來ノ儀」のまま「略式ヲ用キ」て挙行されることはあり得ず、「新ニ添へ給フ」の検討にこだわつたのだろう。その「新ニ添へ給フ」のうちには、三種の神器の取り扱ひまでもが含まれており、福羽は「明治即位新式抄」で次のように、

【史料二十九⁽⁹⁶⁾】

御登壇ノ節、劔璽侍従之を捧グ、此時ニ於テ賢所神鏡ノ御唐櫃御座所ヲ高座トナシ、高御座劔璽ノ御座ト同クナス。古來ノ例トス、謹デ考フルニ、此御禮最モ由來重キナラン、モト御即位ハ太古ノ重キ御儀式ヲ採ラセラル、譯ナレハ、三種ノ神器鏡劔璽、此御三品トモ御手ニアリ、御身ニアル其姿ヲ後世傳ヘラレタル御場合、夫故賢所ノ御鏡モ此高御座ヘ御携ヘアラセラルベキナラン、然ルニ御鏡ハ彼ノ中古以來ノ故ヲ以テ今ハ唐櫃ノ儘尊敬ヲ加ヘサセラレシ御例故、其寶櫃ノ儘ニテ御座ヲ高クシ、揚床ヲ備フルノ儀トナルナラン、重キ故事ナルヲ以テ茲ニ註記ス

即位式で「太古ノ重キ御儀式」を採用するならば、天皇は三種の神器を携行して高御座に登壇し、その姿を後世に伝えるべきだと観念していたと述べている。だが、結局は神器のうちの「御鏡」が「唐櫃」に納められていた(しかも「御鏡」は先行研究も示すように完全な形では遺されていない⁽⁹⁷⁾)ため、「御鏡」を携行することはできず、その納められた「唐櫃」が安置されている内侍所(賢所)の床の

一部を揚げることで代えたところ。

天皇自身が神器を全て携行しなければならぬなどという発想は、それまでの即位式では確認できず、【史料二十五】で「古風ノミヨ是トスル」ことを批判していたはずの福羽は「太古」を意識するあまり、それまでの儀礼の蓄積と観念を軽視するという大いなる矛盾に陥っていた。しかも新儀として採用した服制の変更や地球儀の設置は、日本国と天皇の今後のあり方を変更する意味合いを持たせようとしたものでありながら、福羽の意図どおりに完全には実現できなかった。

ここまで見てくると、果たして天皇元服を犠牲にし、即位式を順延させてまで、即位式に「新二添へ給フ」についての検討時間を捻出しようとしたこと自体、本当に必要だったのだろうかと思わざるを得ない。同じ「略式」の不完全な即位式ならば、「舊来ノ儀」で「略式ヲ用キ」て即位式を挙行し、その上で天皇元服を行うほうが、前近代からの連続性も維持され、明治天皇の正統性も確保されたと思われるが、実際にはそれまで全く宮中の儀礼に携わらなかった者たちがいかに明治天皇を新たに位置づけていくかという点にのみ腐心したあまり、却って乱雑な形で無理に無理を重ねる結果となり、天皇の身位の取り扱いに根柢なく大幅な変更をもたらす結果となった。⁽⁹⁸⁾

そのような検討を行った者たちにとって、明治天皇の曾祖父光格天皇の重視した大刀契櫃に關心を払い、それらを皇位継承儀礼に位置づけるという発想はおそらくなく、たとえ検討していたとしても、百済由来とされる大刀契を即位式に組み込むことは、前述の地球儀や三種の神器の取り扱いとの関係上も否定されたことだろう。⁽⁹⁹⁾ かくして明治天皇は天智天皇・桓武天皇由来の大刀契櫃を儀礼上引き継ぐことなく、即位宣命においては「平安宮^{神武}尔御宇須倭根子天皇我宣布此天日嗣高座乃業」と「近江乃大津乃宮^{天智}尔御宇志 天皇乃初賜比定賜倍留法」を受け継ぎつつも、加えて「檀原乃宮^{神武}尔御宇志 天皇御創業乃古」にも立ち返るといふ選択をすることになり、⁽¹⁰⁰⁾ のちの大正天皇と昭和天皇は、即位礼における勅語において遂にそれらからも脱却し、それぞれ「皇祖皇宗」と「列聖」の系譜、そして「神器」の継承に依拠して即位することになるのである。⁽¹⁰¹⁾

註

- (1) 霞会館資料展示委員会編『仁孝天皇 泰平の余芳 幕末の宮廷と柳堂』（社団法人霞会館、二〇〇三年）一四頁。吉田さち子氏による解説。
- (2) 前掲註(1) 霞会館資料展示委員会編『仁孝天皇』一五頁。吉田さち子氏による解説。

- (3) 上田正昭『渡来の古代史 国のかたちをつくったのは誰か』(角川学芸出版、二〇一三年) 一二九頁～一三二頁。
- (4) 大石良材『日本王権の成立』(塙書房、一九七五年) 二八七頁～二八八頁・三六〇頁。なお、大津透『古代の天皇制』(岩波書店、一九九九年) 五七頁～五八頁は「節刀と閔契等」の「平安時代」における「讓渡」を指摘し、「節刀」は「四、五世紀に百濟で造られた劍」とするが、大津氏は「讓渡」の始期に言及していない。
- (5) 藤井讓治・吉岡眞之監修『桜町天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年) 四七三頁～四七九頁。
- (6) 佐藤厚子『中世の国家儀式』(岩田書院、二〇〇三年) 一九三頁。
- (7) 藤井讓治・吉岡眞之監修『桜町天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『桜町天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『桃園天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『桃園天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『後桜町天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『後桃園天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『後桃園天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『光格天皇実録』第三卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『仁孝天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『仁孝天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『孝明天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)、藤井讓治・吉岡眞之監修『孝明天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)。前掲『光格天皇実録』第二卷の七六六頁～七六八頁から「鈴鑑櫃」と「契櫃」が登場する。これは寛政五年(一七九三)十一月十四日の新嘗祭である。もともと、実録は新嘗祭の儀式次第を全て採録・引用しているわけではないから、光格天皇については、すでに寛政三年(一七九二)十一月二十日の新嘗祭で「鈴鑑櫃」と「契櫃」が登場していた可能性はある。というのも、光格天皇とそれ以前とで、新嘗祭における作法のあり方について前後を画する理由があるとすれば、それは寛政三年(一七九二)十一月二十日の新嘗祭から、これまでのような「於南殿御作法」ではなく、「新造神嘉殿」での作法となったからである(前掲『光格天皇実録』第二卷の七〇八頁)。光格天皇と新嘗祭との関係、とくに神嘉殿の造営をめぐる幕府との間に発生した緊張などについては藤田覚『幕末の天皇』(講談社、二〇一三年、原本一九九四年、本稿での引用は講談社学術文庫本による) 九一頁～九二頁。すなわち、それまでは天皇が式場に移動するため、の行幸は実際には必要なかったものであり、天皇が神嘉殿まで名実ともに移動する新嘗祭の行幸は寛政三年(一七九二)から行われ、その時か

ら「鈴鑿櫃」と「契櫃」が伴われた可能性はある。

- (8) 前掲註(7)『仁孝天皇実録』第一巻の三七五頁。文政四年(二八二二)十一月二十日の新嘗祭である。前掲註(7)『孝明天皇実録』第一巻の二二二頁。嘉永四年(二八五二)十一月二十一日の新嘗祭である。

- (9) 行政文書開示請求を行う場合、宮内庁における現用文書としての歴代天皇の系譜は、「旧譜・皇統譜」と「大統譜」になる。このうち、「旧譜・皇統譜」は【写真A-1】にみるように明治二十八年(二八九五)七月に編輯されたものだが、【写真A-2】でわかるように南朝で歴代の代数(皇統)を数え、長慶天皇についても「伺中」としながら歴代中に加えていることから、現在まで使用され続けてきたのだろうか。この「旧譜・皇統譜」が西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(近代日本研究会編『年報 近代日本研究20 宮中・皇室と政治』山川出版社、一九九八年)一〇七頁にいう「明治二十八年皇統譜皇帝」と同一なのかどうかは未検討である。

- (10) 例えば、前掲註(7)藤田『幕末の天皇』、藤田覚『近世政治史と天皇』(吉川弘文館、一九九九年)、藤田覚『天皇の歴史06 江戸時代の天皇』(講談社、二〇二一年)、藤田覚『近世天皇論 近世天皇研究の意義と課題』(清文堂、二〇二一年)。

- (11) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』第三一九号、一九八九年三月、のち高埜利彦『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年)に再録、本稿での引用は『近世の朝廷と宗教』による。二二頁・四六頁〜五二頁のいう近世における「二回の朝廷権威をめぐる変容」のうちの「第二の変容」はこれに該当する。藤田覚氏のほうが前掲註(7)と前掲註(10)の諸業績において光格天皇の君主意識をより強調する。

- (12) 前掲註(7)藤田『幕末の天皇』五〇頁〜五七頁・八六頁。しかし、このように光格天皇から孝明天皇を連続的に捉える見解については、家近良樹『幕末の朝廷 若き孝明帝と鷹司関白』(中央公論新社、二〇〇七年)第一章に批判がある。

- (13) 例えば、長坂良宏「文化期の朝廷と幕府」(『日本史研究』第五九〇号、二〇二一年十月)は、藤田覚氏や高埜利彦氏の見解に批判を試みている。
- (14) 前掲註(10)藤田『近世天皇論』二一九頁は「江戸時代の政治体制そのものを変革しようとする動きが強まるなか、遅かれ早かれ近世天皇の存在は否定されざるを得なかった」(二六四頁〜二六五頁にも同様の表現がある)とするが、いっぽうで二八一頁では「近世は、天皇・朝廷の長い歴史のなかで、その生成過程とならんでもっとも重要かつ興味深い時代である。その理由は、天皇・朝廷が、その歴史のなかでもっとも政治的な権力を喪失しながらも存続し、しかも近代天皇制へ復活を遂げたという歴史事実が存在するからである」と述べ、また二八六頁では「天皇は、政治的には実体のない形式的で名目的なものであったが、きわめて重要で不可欠な存在であったことは疑いない。そのような存在が、

政治的な変動のなかで、急速に読み替えられていく時代が訪れる。忘れられていたような形式や名目、すなわち名分が実体化させられてゆく。それが天皇の浮上であり復活の過程である」とも述べる。これらの議論における「否定」と「浮上」、「否定」と「復活」はどのように整合するのだろうか。藤田氏の議論からは「近代天皇制へ復活」する過程は描写できないのではなからうか。近世を通じた「浮上」や近代への「復活」という見方の妥当性と前提そのもの（近世前期・中期の天皇のあり方への評価・理解を含む）を再検討する必要があるように思われる。

- (15) 前掲註(11) 高埜「江戸幕府の朝廷支配」三三二頁～三六頁。
- (16) 前掲註(7) 藤田『幕末の天皇』一〇五頁～一〇七頁。寛政度内裏の詳細については、藤岡通夫『京都御所(新訂)』（中央公論美術出版、一九八七年）第二篇第十章に詳しい。
- (17) 例えば、前掲註(7) 藤田『幕末の天皇』九七頁～一〇五頁、前掲註(10) 藤田『近世政治史と天皇』第四章。
- (18) 『寛政御遷幸之記』（宮内庁書陵部所蔵版本）。
- (19) 前掲註(7) 藤田『幕末の天皇』一〇五頁～一〇六頁。
- (20) 辻惟雄・小川盛弘監修・奈良県立美術館編『ボストン美術館秘蔵フェノロサ・コレクション屏風絵名品展』（NHK、NHKプロモーション、一九九一年）一一九頁。宮崎隆旨氏による解説。
- (21) 『輝良公記』三十六（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）寛政二年九月八日条。
- (22) 『公明雑記』三（東京大学史料編纂所蔵原本）。
- (23) 『公明雑記』三（東京大学史料編纂所蔵原本）。
- (24) 前掲註(7) 藤田『幕末の天皇』九八頁～九九頁。
- (25) 『固禪人道作遷幸新造内裏次第』（東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本）。
- (26) 吉田早苗研究代表『近世公家社会における故実研究の政治的社会的意義に関する研究 二〇〇二（平成一四）～二〇〇四（平成一六）年度科学研究費補助金 基盤研究（B）（一般）研究成果報告書』（二〇〇五年三月）による詳細な調査が行われている。
- (27) 「大刀契節刀」（宮内庁所蔵、宮内庁侍従職東山御文庫保管）。ここでの『中右記』については、東京大学史料編纂所編『大日本古記録 中右記』二（岩波書店、一九九六年）一一九頁～一三三頁と校合した。

- (28) 前掲註(4) 大石『日本王権の成立』二九八頁。
- (29) 東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース」。「大日本史料」第六編之五の五四頁、「大日本史料」第六編之七の三三三頁～三四〇頁。
- (30) 東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース」。「大日本史料」第六編之十六の七四〇頁。史料名は「〔左大史匡遠宿禰記〕」。
- (31) 『大外記師資記』二十九（国立公文書館所蔵原本）寛政二年十一月二十二日条。
- (32) 『大外記師資記』二十九（国立公文書館所蔵原本）寛政二年九月二十九日条。
- (33) 閲覧した史料は、いずれも宮内庁書陵部所蔵で、「劍璽渡御行列」（一七五函四号）・「劍璽渡御行列」（二〇八函五八四号）・「劍璽渡御行列」（二一〇函四六一号）・「踐祚日劍璽渡御之事」（二六六函五一五号）・「識仁親王（靈元天皇）土御門新造内裏行啓列 附靈元天皇御即位劍璽渡御行列」（伏函五二三号）である。
- (34) 「明正天皇御讓位交名」（宮内庁書陵部所蔵九条家本、九函一六五二号）。
- (35) 「御讓位次第」（宮内庁書陵部所蔵九条家本、九函一六五三号）。これは、おそらく明正天皇の讓位儀を検討するに際しての先例書の一つとして作成されたものと思われる。
- (36) 霞会館資料展示委員会編『光格天皇と幻の將軍 京都・日光・例幣使』（社団法人霞会館、二〇〇一年）二二頁～二三頁。松平乗昌氏による解説。
- (37) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 薩戒記』四（岩波書店、二〇〇九年）六〇頁。
- (38) 例えば、「御讓位行幸行啓劍璽渡御調度等列書」（『押小路文書』二十一、国立公文書館所蔵原本）、「劍璽渡御列書」（『押小路文書』二十二、国立公文書館所蔵原本）。
- (39) 前掲註(7) 藤田『幕末の天皇』九八頁～九九頁。
- (40) 前掲註(10) 藤田『近世天皇論』二五一頁～二五二頁。
- (41) 『弘資卿記別記』（宮内庁書陵部所蔵原本）。
- (42) 前掲註(3) 上田『渡来の古代史』一三三頁、前掲註(4) 大石『日本王権の成立』三六〇頁。
- (43) 『京都御所取調書』上（高木博志研究代表『藤波言忠 京都御所取調書 一九二四年 宮内庁書陵部所蔵 明治維新と京都文化の変容——19世

紀における「日本文化」の近代的再編・同質化——平成13～15年度科学研究費補助金（基盤研究C2）研究成果報告書「二〇〇四年三月）六九頁。

- (44) 『兼香公記』四十五（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）享保六年閏七月二十日条。
- (45) しかし、すでに新井白石著・村岡典嗣校訂『読史余論』（岩波書店、一九三六年）一〇六頁には「さらば北朝は、全く足利殿みづからのためにたておきまゐらせられし所にて、正しき皇統とも申しがたければ、或は偽主僞朝なども其代にはいひしとぞ見えたる」とあり、新井白石が徳川家宣に進講した「正徳壬辰春夏」（前掲『読史余論』（三〇二頁）、すなわち正徳二年（一七二二）には北朝が正統とは断言できないことが徳川將軍家とその周辺においても知られていたと考えてよいだろう。
- (46) 実際、南北朝期における三種の神器の継承をめぐる経緯は複雑で、不明な点も多い。例えば、藤井讓治・吉岡眞之監修『後村上天皇実録・長慶天皇実録・後龜山天皇実録』（ゆまに書房、二〇〇九年）九三頁～九五頁・九七頁～九九頁・一〇三頁～一〇七頁、藤井讓治・吉岡眞之監修『光明天皇実録』（ゆまに書房、二〇〇九年）一一頁～一三頁、藤井讓治・吉岡眞之監修『崇光天皇実録』（ゆまに書房、二〇〇九年）二二八頁～二三二頁を見ると、南北朝期において存在し、度々行き来する神器について、それらの真偽には注意が払われている。
- (47) 白井雅胤と白川家・吉田家、そして一条兼香との関係については、幡鎌一弘「白井雅胤が八神殿神璽を一条兼香に奉呈するに至った道のり——天理図書館所蔵吉田文庫白井本の紹介をかねて——」（『ピブリア』第一三三号、二〇一〇年五月）を参照。
- (48) 『兼香公記』一六五（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文二年十月十五日条。
- (49) 聖宮については、石野浩司「温明殿の成立」（『皇學館大学神道研究所紀要』第二十四輯、二〇〇八年三月）七三頁～七九頁に詳しい。
- (50) 『兼香公記』一六七（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文二年十二月一日条。
- (51) 『兼香公記』一七七（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文三年九月二十一日条。
- (52) 『兼香公記』一六六（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文二年十一月十二日条。
- (53) 『兼香公記』一六八（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文二年十二月二十九日条。
- (54) この吉田家の所伝は、おそらく前掲註（49）石野「温明殿の成立」八九頁や石野浩司『石灰壇「毎朝御拝」の史的研究』（皇學館大学出版部、二〇一一年）七〇八頁で言及されている吉田兼敦の日記における記述と関連するものだろう。

- (55) 『兼香公記』 一七二（東京大学史料編纂所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵）元文三年五月一日条。
- (56) 前掲註(55) 『兼香公記』 一七二、元文三年五月一日条。
- (57) 前掲註(55) 『兼香公記』 一七二、元文三年五月四日条。
- (58) 前掲註(50) 『兼香公記』 一六七、元文二年閏十一月九日条。
- (59) 前掲註(43) 『京都御所取調書』 上、七〇頁。
- (60) 「福羽子爵神祇談要旨」（津和野町教育委員会蔵〈津和野町郷土館所蔵〉福羽美静明治天皇即位式・大嘗祭関係史料一括）。内務省野紙に墨書され、内題には「明治三十四年五月三日福羽子爵談話要旨」とある。この「福羽子爵神祇談要旨」を含む津和野町郷土館所蔵の福羽美静に関する史料については、加藤隆久氏が発見されたものであり、すでに加藤隆久『神道津和野教学の研究』（国書刊行会、一九八五年）第四章が詳しく取り扱っている。このたび筆者は津和野町郷土館において原本を閲覧し、あらためて翻刻引用した。なお、内侍所と賢所との関係については、前掲註(54) 石野『石灰壇「每朝御拝」の史的研究』六九四頁・六九九頁〜七〇〇頁を参照。
- (61) 前掲註(54) 石野『石灰壇「每朝御拝」の史的研究』七〇八頁は「東京奠都に際して明治二年（一八六九）三月七日再東幸の鹵簿には、乗輿鳳輦とともに「賢所」葱花輦二基の姿があった。それから二十年の歳月が流れ、その南北神器の御羽車に加えて、明治再興「神祇官神殿」の主体であった八神殿「御正体」（白川伯家八神殿・吉田斎場所八神殿および四親王家から収公）、「皇霊」「天神地祇」御霊美（明治二年六月二十八日の神祇官行幸で招魂降神）が、屋根覆付長持「御辛櫃」に収納されて赤坂仮皇居「賢所」合祭殿から出御、吹上に新築された宮中三殿に奉遷されて、この新宮を永久の厳床と御鎮座になったのである」とし、両朝の神器が東京に遷されたとの認識を示している。
- (62) 「孝明天皇新内裏遷幸列書」（宮内庁書陵部所蔵謄写本）。安政度内裏については、前掲註(16) 藤岡『京都御所（新訂）』第二篇第十二章。
- (63) 宮内庁『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、一九六八年）四五六頁の慶應二年十二月二十六日条によると、明治天皇の踐祚は「安永八年光格天皇童形踐祚の例」がふまれ、同じく四六一頁の慶應三年正月九日条によれば、「内侍二人豫め劍璽を奉じて之れを御座の右側に安置せり」という手続きがとられた。
- (64) 「東幸発輦鹵簿ヲ定ム」（太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第五十一卷・宮内・行幸行啓三）本館一二A一〇〇九一〇〇・太〇〇〇五一〇〇（明治二年三月）（国立公文書館所蔵）。

- (65) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、四七〇頁の慶應三年二月十三日条。
- (66) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、四七〇頁の慶應三年二月十三日条。
- (67) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、四七〇頁～四七一頁の慶應三年二月十三日条。
- (68) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、五一〇頁の慶應三年七月二十二日条。
- (69) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、五〇九頁の慶應三年七月十九日条。
- (70) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、五五〇頁の慶應三年十一月二十四日条。
- (71) 『明治天皇御即位一会』(宮内庁書陵部所蔵原本) 慶應三年九月十四日条。
- (72) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、七九五頁の明治元年八月十七日条。
- (73) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、七九四頁の明治元年八月十七日条。
- (74) 前掲註(71) 『明治天皇御即位一会』 慶應三年九月十四日条。
- (75) 前掲註(71) 『明治天皇御即位一会』 慶應三年十月五日条。
- (76) 『兼香公記』五(東京大学史料編纂所所蔵謄写本、一條實昭氏原蔵) 宝永七年二月二十一日条。
- (77) 中御門天皇の即位式は宝永七年(一七二〇)十一月十一日、元服は宝永八年(一七二一)正月一日であった。藤井讓治・吉岡眞之監修『中御門天皇実録』第一卷(ゆまに書房、二〇〇六年)一二二頁～一二三頁・一四九頁～一五六頁。
- (78) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料』儀制・成年式一(吉川弘文館、二〇〇三年)の「第二章 天皇成年式」は天皇元服の詳細をまとめているが、そこではとくに即位式との前後関係については論点となっていない。
- (79) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、五八〇頁の明治元年正月二日条。
- (80) 飛鳥井雅道『明治大帝』(筑摩書房、一九八九年)一三一頁～一三二頁、ドナルド・キーン著・角地幸男訳『明治天皇』上巻(新潮社、二〇〇一年)二五三頁～二五五頁、伊藤之雄『明治天皇 むら雲を吹く秋風にはれそめて』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)六五頁～六六頁、西川誠『天皇の歴史07 明治天皇の大日本帝国』(講談社、二〇一一年)六八頁～七〇頁。
- (81) 『明治即位新式抄』(津和野町教育委員会所蔵(津和野町郷土館所蔵) 福羽美静明治天皇即位式・大嘗祭関係史料一括)。末尾に「右明治三十二

年十二月 子爵福羽美静再寫」とある。日本学士院編『皇室制度史』第四卷（吉川弘文館、一九七九年）一一三頁～一一五頁に引用されている。「即位新式抄 子爵福羽發三氏所藏」とあるものはこの史料のことであろうか。

(82) 岩倉具視が亀井茲監に「即位新式の取調」を命じたのは慶應四年（一八六八）五月二十七日である。前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、

七九四頁の明治元年八月十七日条。だが、先行研究はこの即位式に高い評価を与えている。例えば、武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察——明治初年における津和野派の活動を中心に——」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年）一一四頁

は「福羽等は、前代から継承した近世朝廷の即位式に正面から取り組み、それを維新政府の課題に即応した「新儀」として換骨奪胎すべく構想を練りあげていったものと思われる」とし、「最大の争点となったのは、即位式を旧来の朝廷・公卿百官主体の儀式として執行するか、あるいは維新政府（新定された政体書の七官）主体の儀式として執行するかということであった」と指摘したうえで、同論文一一六頁において「即位式は、福羽のこの捨身の交渉によって、特権的な公卿集団内部の閉ざされた祭儀としての性格から解放され、政府官員全体がそこに参加すべき、いわば開かれた祭儀に変貌した」とする。また、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）一二六頁も「明治天皇の即位式に旧官のみならず新官（九等官）をも参列させるかどうかで、福羽と中御門経之ら公卿との間で論争があった」ことを指摘する。さらに、前掲註(80) 伊藤『明治天皇』六六頁は「岩倉らの主導する宮中は、近世までに変化した伝統を修正して、儀式の面で古代への復古イメージを出すことで、政治の面では近世までの習慣を断ち切った維新の体制を作った」とする。

(83) 前掲註(80) キーン『明治天皇』二五四頁、前掲註(80) 伊藤『明治天皇』六六頁、前掲註(80) 西川『明治天皇の大日本帝国』六八頁、武田佐知子・津田大輔『礼服 天皇即位儀礼や元旦の儀の花の装い』（大阪大学出版会、二〇一六年）三三〇頁～三三三頁。なお、前掲武田・津田『礼服』三三一頁は、礼服を「唐制」と捉える見解のほか、「礼服の神代起源説」をとった田安宗武の見解をも紹介しており、興味深い。

(84) 前掲註(81) 「明治即位新式抄」。

(85) 前掲註(81) 「明治即位新式抄」。

(86) 池内輝雄・奈良岡聰智監修『時事新報 復刻版』第三十九卷・大正四年十月（第一一五三四号～第一一五六四号）（柏書房、二〇一五年）三〇五頁の「當時の事務官中生存せる唯一人 佐伯利磨翁談 偲び奉る明治天皇御即位の日（二） 御経費僅かに四萬二千五百兩 高御座も御帳臺を代用せらる」（大正四年十月二十七日）。新聞紙面に付されていたふりがなは省略した。

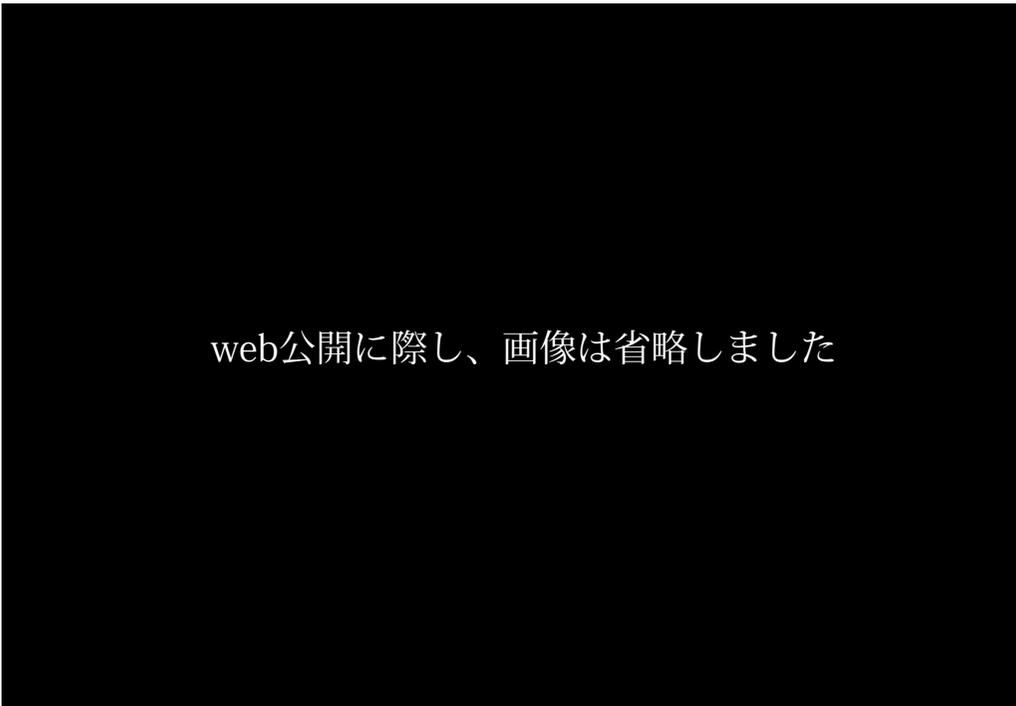
- (87) 前掲註(81)「明治即位新式抄」。
- (88) 前掲註(80) 飛鳥井『明治大帝』一三二頁～一三三頁、前掲註(80) キーン『明治天皇』二五三頁～二五四頁、前掲註(80) 西川『明治天皇の大日本帝国』六九頁～七〇頁。
- (89) 前掲註(60)「福羽子爵神祇談要旨」。
- (90) 前掲註(81)「明治即位新式抄」。
- (91) 前掲註(81)「明治即位新式抄」。
- (92) 前掲註(60)「福羽子爵神祇談要旨」。
- (93) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、八〇六頁の明治元年八月二十七日条。
- (94) 前掲註(86) 池内・奈良岡監修『時事新報 復刻版』第三十九巻・大正四年十月(第一一五三四号～第一一五六四号) 三三九頁の「當時の事務官中生存せる唯一人 佐伯利麿翁談 偲び奉る明治天皇御即位の日(四) 萬邦を治めず英明の大御心 水戸烈公より献上の地球儀」(大正四年十月二十九日)。新聞紙面に付されていたふりがなは省略した。
- (95) 前掲註(82) 武田「近代天皇祭祀形成過程の一考察」一一七頁は「津和野派が即位式に付加したもつとも重要な「新儀」であり、かつそこには彼らの理論的指導者である大國隆正の思想が、直接に反映しているように思われる。いいかえれば、津和野派は即位新式を大國の思想にもとづいて演出したということができると指摘する。前掲註(80) 西川『明治天皇の大日本帝国』七〇頁も大國隆正の思想との関連性を指摘する。
- (96) 前掲註(81)「明治即位新式抄」。
- (97) 前掲註(49) 石野「温明殿の成立」五六頁～五八頁。
- (98) 同様のことは、当時の公卿も感じたようであり、前掲註(82) 武田「近代天皇祭祀形成過程の一考察」一二〇頁～一二二頁は山科言成の「ほとんど悲鳴に似た嘆息」を紹介するとともに、「神祇官の主導権を掌握する津和野派の目標が、元年三月十三日の布告にいう神武創業の始めにもとづく祭政一致の制度の確立——維新政府の課題に即応したあらたな神祇・祭祀制度の確立——にある以上、山科に代表されるような近世朝廷の伝統的な天皇のあり方、祭祀上にかかわる様々な禁忌は」「根本的に否定されなければならなかった」と指摘している。

(99) 宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第四（平安神宮、一九六八年）四八七頁の文久三年三月十一日条と同五五〇頁の文久三年四月十一日条によれば、孝明天皇の賀茂下上社行幸と石清水社行幸では「鈴奏」と「契櫃」に関わる次第が略されている。このことをふまえると、文久三年（一八六三）頃から、駅鈴と大刀契を行幸などから除外していく思想が醸成されていたのかもしれない。

(100) 前掲註(63) 宮内庁『明治天皇紀』第一、八一〇頁の明治元年八月二十七日条。

(101) 「即位礼当日ノ勅語」（勅語類・大正詔勅・乾）本館一・二A一〇三一一〇五・勅〇〇〇〇三二〇〇（大正四年十一月十日）（国立公文書館所蔵）、「即位礼当日紫宸殿ニ於テ賜フ勅語案」（公文類聚・第五十二編・昭和三年・第一ノ二卷・皇室二・即位大礼二）本館一・二A一〇二二一〇〇・類〇一六三二二〇〇（昭和三年十一月二日）（国立公文書館所蔵）、前掲註(80) 西川『明治天皇の大日本帝国』七〇頁。

(付記) 本稿の骨子は、二〇一六年（平成二十八）四月二十四日に公益財団法人サントリー文化財団「天皇の近代」研究会の第五回において「近世における天皇の地位と正統性——大刀契と劍璽の扱いに注目して——」と題して報告したが、ご意見をいただいた参加者各位に厚く御礼を申し上げます。また、本稿の作成に際し、史料の閲覧・使用についてご理解とご協力をいただいた関係機関・関係者各位にも深甚の謝意を表したい。

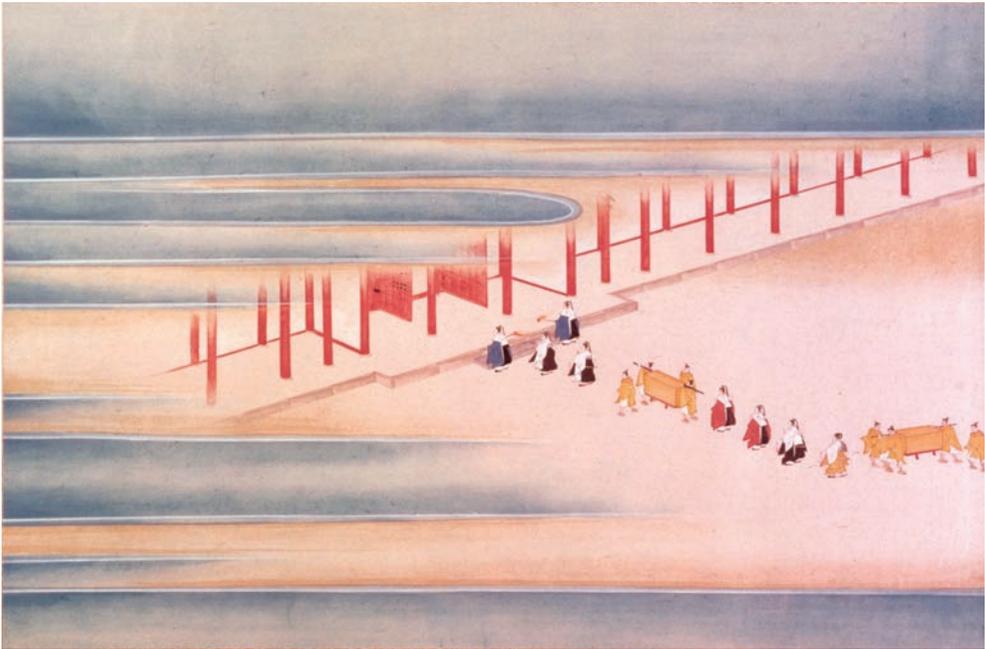


web公開に際し、画像は省略しました

【写真①】新嘗祭之図 原在明筆（宮内庁蔵）



【写真②-1】公事録 附図 恒例下 新嘗祭還幸之図（宮内庁書陵部所蔵）



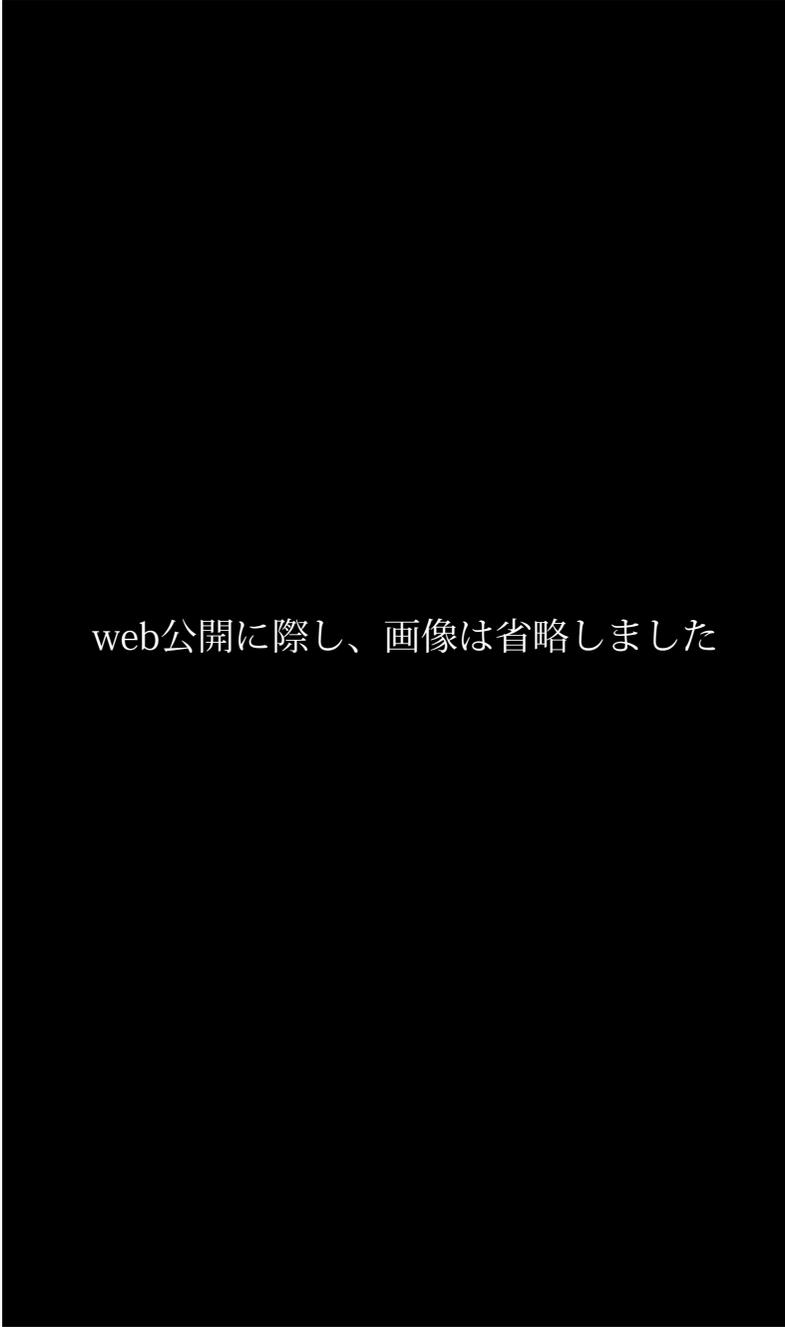
【写真②-2】公事録 附図 恒例下 新嘗祭還幸之図（宮内庁書陵部所蔵）

web公開に際し、画像は省略しました

【写真③－1】 Emperor Kokaku Returning to the Capital over the Sanjo Bridge Fenollosa-Weld Collection 11.4568
Photograph © 2016 Museum of Fine Arts, Boston. All rights Reserved. c/o DNP artcom

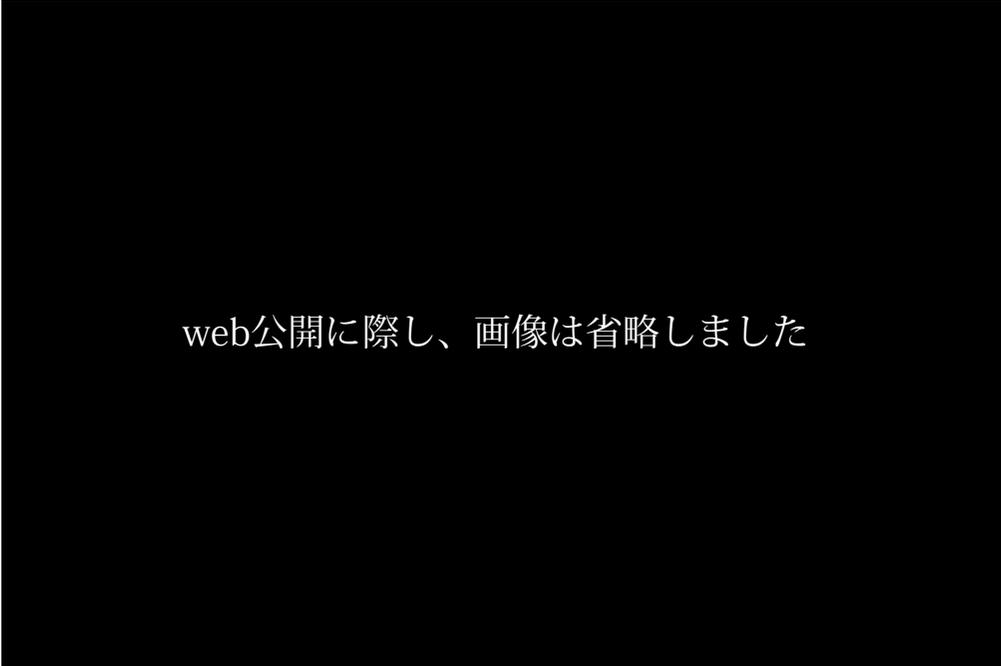
web公開に際し、画像は省略しました

【写真③－2】 Emperor Kokaku Returning to the Capital over the Sanjo Bridge Fenollosa-Weld Collection 11.4569
Photograph © 2016 Museum of Fine Arts, Boston. All rights Reserved. c/o DNP artcom



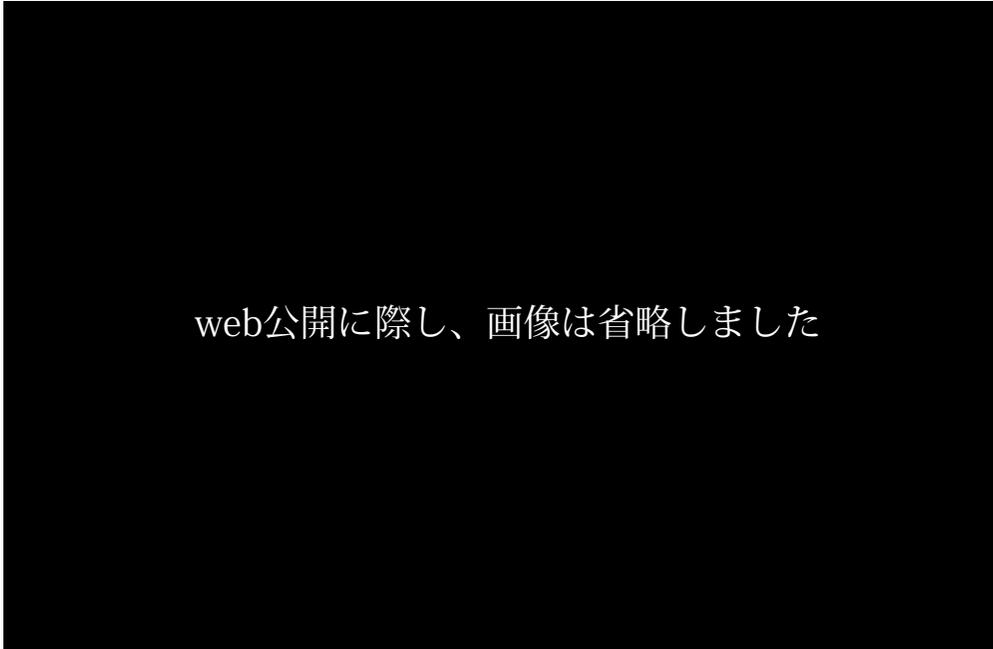
web公開に際し、画像は省略しました

【写真③-3】 Emperor Kokaku Returning to the Capital over the Sanjo Bridge Fenollosa-Weld Collection 11.4569 (部分)
Photograph © 2016 Museum of Fine Arts, Boston. All rights Reserved. c/o DNP artcom



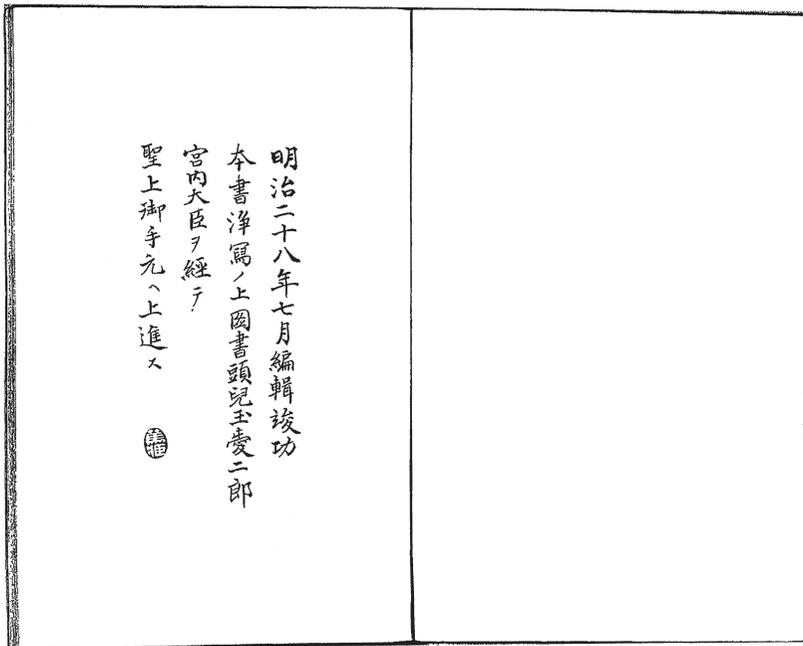
web公開に際し、画像は省略しました

【写真④－1】光格天皇御讓位絵巻 原在明筆（部分、宮内庁蔵）

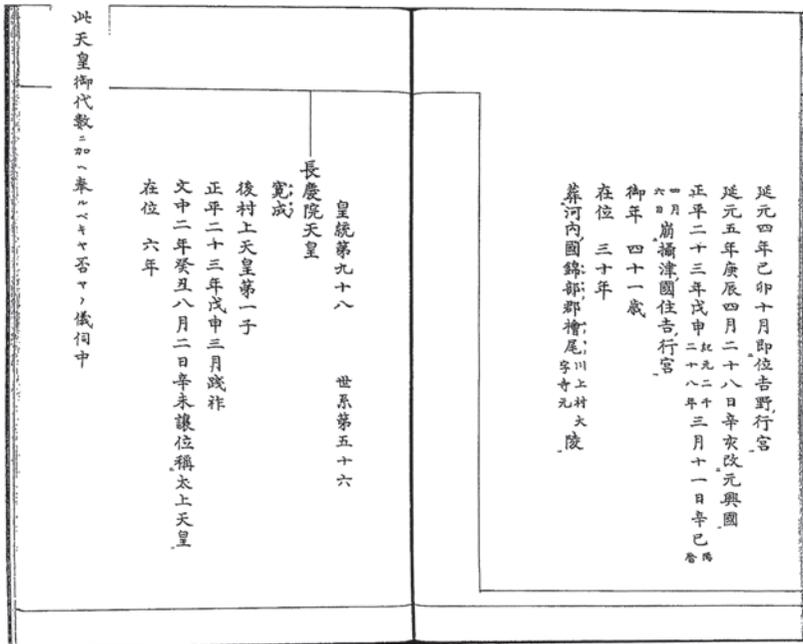


web公開に際し、画像は省略しました

【写真④－2】光格天皇御讓位絵巻 原在明筆（部分、宮内庁蔵）



【写真A-1】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真A-2】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>皇統第一百十六 世系第七十一</p> <p>桃園院天皇 <small>遜仁 幼稱八穗宮 又稱茶地宮</small></p> <p>櫻町院天皇第一子 <small>御母 青綺門院舍子 櫻町院天 皇七御</small></p> <p>女御 當子</p> <p>寬保元年辛酉二月二十九日甲子降誕</p> <p>延享四年丁卯三月十五日乙巳元服</p> <p>延享四年丁卯三月十六日丙午立太子</p> <p>延享四年丁卯五月二日辛卯受禪</p>	<p>慶光天皇 <small>世系第七十</small></p>
--	---------------------------------------

【写真A-3】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>皇統第一百十七 世系第七十一</p> <p>後櫻町院天皇 <small>智子 幼稱八穗宮 又稱緋宮</small></p> <p>櫻町院天皇第二女 <small>御母 青綺門院舍子 櫻町院天 皇七御</small></p> <p>元文五年庚申八月三日辛丑降誕</p> <p>寶曆十二年壬午七月二十七日戊子踐祚</p> <p>寶曆十三年癸未十一月二十七日庚辰即位</p> <p>是年為元年</p> <p>明和元年甲申十一月八日乙卯大嘗祭</p>	<p>延享四年丁卯九月二十一日戌申即位</p> <p>延享五年戊辰七月十二日甲午改元寬延</p> <p>寬延元年戊辰十一月十七日丁卯大嘗祭</p> <p>寶曆十二年壬午<small>北元二十四</small>七月十二日癸酉曆<small>百二十二年</small>八月三日崩</p> <p>御年 二十二歲</p> <p>在位 十六年</p> <p>寶曆十二年壬午八月二十二日壬子藤山城園愛宕郡月輪<small>京都市下京區今熊野町陵</small></p>
--	--

【写真A-4】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>皇統第百十八 世系第七十二</p> <p>後桃園院天皇 英仁 <small>幼稱 若宮</small></p> <p>桃園院天皇第一子 御母 恭禮門院富子 桃園院天 女御 維子</p> <p>寶曆八年戊寅七月二日丙戌降誕 明和五年戊子二月十九日戊寅立太子 明和五年戊子八月九日甲子元服 明和七年庚寅十一月二十四日丙寅受禪</p>	<p>明和七年庚寅十一月二十四日丙寅讓位 明和七年庚寅十一月二十五日丁卯稱太上天皇 文化十年癸酉 <small>北元二十四</small>閏十一月二日乙未 <small>曆</small> 十二月二日崩 御年 七十四歲 在位 九年 文化十年癸酉十二月十六日戊寅葬山城園愛宕 郡月輪 <small>京都府下京 区今嵐野町</small> 陵</p>
---	---

【写真A-5】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>皇統第百十九 世系第七十一</p> <p>光格天皇 英仁 <small>幼稱 祐宮 初名 師仁</small></p> <p>後桃園院天皇御養子 寶慶光天皇第六子 御母 盛化門院維子 <small>後桃園院 天皇女御</small> 中宮 欣子内親王</p> <p>明和八年辛卯八月十五日癸未降誕 安永八年己亥十一月八日戊子為後桃園院天皇 御養子</p>	<p>明和八年辛卯四月二十八日戊戌即位 明和八年辛卯十一月十九日乙卯大嘗祭 是年為元年 安永八年己亥 <small>北元二十四</small>十月二十九日己卯 <small>曆</small> 十二月六日崩 御年 二十二歲 在位 十年 安永八年己亥十二月十日庚申葬山城園愛宕郡 月輪 <small>京都府下京 区今嵐野町</small> 陵</p>
--	--

【写真A-6】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>在位 三十九年 天保十一年庚子十二月二十日丙子葬山城國愛 宕郡後月輪<small>京都府下京區今盤野町</small>陵</p>	<p>安永八年己亥十一月二十五日乙巳踐祚 安永九年庚子十二月四日戊申即位 是年為元年 安永十年辛丑正月朔甲戌元服 天明七年丁未十一月二十七日辛卯大嘗祭 文化十四年丁丑三月二十二日乙丑讓位 文化十四年丁丑三月二十四日丁卯稱太上天皇 天保十一年庚子<small>北元二十</small>十一月十九日乙巳<small>曆</small> <small>十二月</small>崩 御年 七十歲</p>
---	---

【写真A-7】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>皇統第百二十 世系第七十二 仁孝天皇 <small>惠仁 幼稱寛宮</small> 光裕天皇第四子 御母 新清和門院欣子内親王<small>光裕天</small> <small>皇中宮</small> 贈皇后 繁子 女御 祺子 寛政十二年庚申二月二十一日甲辰降誕 文化六年己巳三月二十四日甲申立太子 文化八年辛未三月十六日甲午元服</p>	
---	--

【写真A-8】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>孝明天皇 <small>諱仁 御極照宮</small> 仁孝天皇第四子 御母 新朝平門院祺子<small>仁孝天皇女御 夙子</small> 天保二年辛卯六月十四日甲午降誕 天保十一年庚子三月十四日乙巳立太子 天保十五年甲辰三月二十七日甲午元服 弘化三年丙午二月十三日己亥踐祚</p>	<p>皇統第百二十一 世系第七十三</p> <p>文化十四年丁丑三月二十二日乙丑受禪 文化十四年丁丑九月二十一日壬戌即位 文化十五年戊寅四月二十二日己丑改元文政 文政元年戊寅十一月二十一日乙卯大嘗祭 弘化三年丙午<small>起元二十</small>正月二十六日壬午二月二十日崩 御年 四十七歳 在位 三十年 弘化三年丙午三月四日己未葬山城國愛宕郡後月輪<small>京都府下京区今熊野町</small>陵</p>
--	--

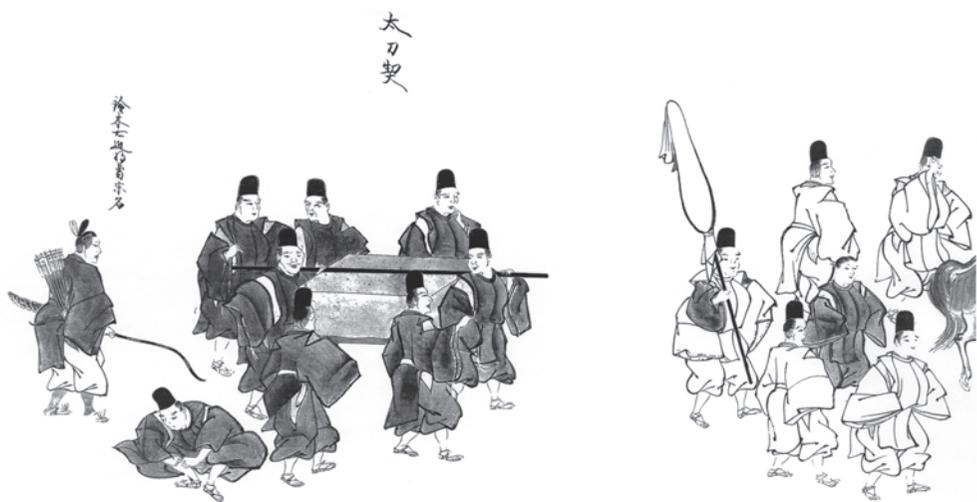
【写真A-9】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）

<p>今上天皇 皇統第百二十二 世系第七十四</p>	<p>弘化四年丁未九月二十三日己亥即位 是年為元年 嘉永元年戊申十一月二十一日辛卯大嘗祭 慶應二年丙寅<small>起元二十五</small>十二月二十五日庚戌<small>西曆翌年一崩</small>月三十日崩 御年 三十六歳 在位 二十一年 慶應三年丁卯正月二十七日壬午葬山城國愛宕郡後月輪<small>京都府下京区今熊野町</small>陵</p>
---------------------------------------	---

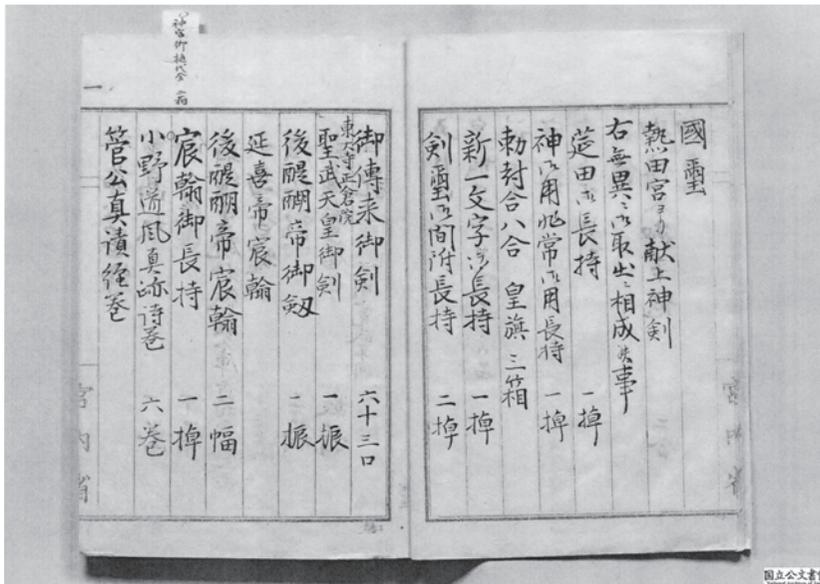
【写真A-10】旧譜・皇統譜明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真B-1】光格天皇御遷幸行列絵巻2（石田守善画、部分、宮内庁書陵部所蔵）



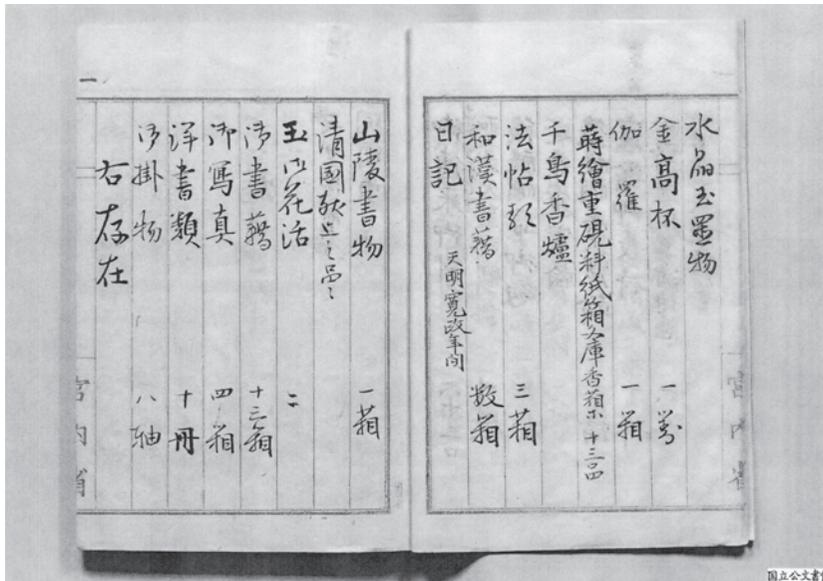
【写真B-2】光格天皇御遷幸行列絵巻2（石田守善画、部分、宮内庁書陵部所蔵）



【写真D-2】炎上二付神器御無難其他存在焼失御品等届

(公文録・明治六年・第八十卷・明治六年五月・宮内省伺)

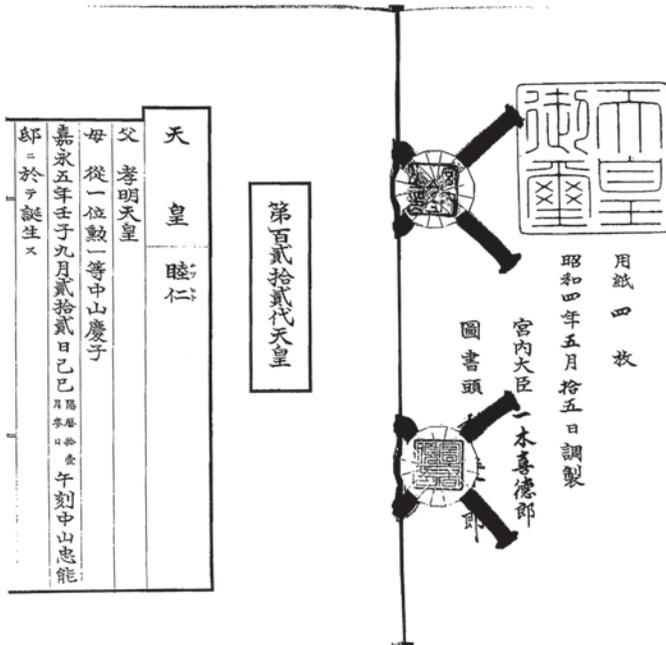
本館-2A-009-00-公 00810100 (明治6年5月) (国立公文書館所蔵)



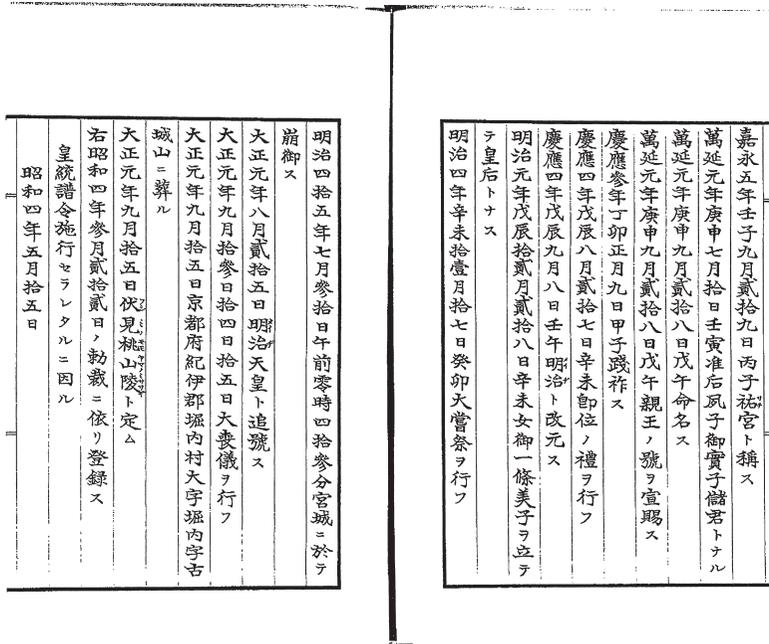
【写真D-3】炎上二付神器御無難其他存在焼失御品等届

(公文録・明治六年・第八十卷・明治六年五月・宮内省伺)

本館-2A-009-00-公 00810100 (明治6年5月) (国立公文書館所蔵)



【写真E-1】大統譜 明治天皇明治1年度（宮内庁保有行政文書）



【写真E-2】大統譜 明治天皇明治1年度（宮内庁保有行政文書）

The Position and Orthodoxy of the Emperor in Early Modern Japan: Focusing on the Treatment of the Daitokei, Kenji, Rites of Passage, and the Imperial Lineage

Gen NOMURA

This paper studies the historical significance of the Daitokei, regalia originating from Paekche and said to have been abandoned after its loss in the medieval period, used in Imperial succession rituals and during Imperial progresses, and appearing in the Imperial progresses and the Niiname-sai harvest festivals of Emperor Kōkaku, and on the occasion of his abdication to Emperor Ninkō as the Kenji-togyo (transfer of the Sword and Jewel Regalia). While the Daitokei is not used at present in Imperial succession rituals and so on, if its use had been revived at the time of Emperor Kōkaku, there is the need to examine the relationship between the subsequent emperors and the Daitokei. The author hypothesizes that Imperial awareness toward the Daitokei is related to an elucidation of the shift in the basis of the historical character and orthodoxy concerning the position of the emperor in the early modern to modern times, and has conducted an analysis.

As a result it was learned that attention was given to the Daitokei from the time of Emperor Kōkaku, that the abandonment of the Daitokei was old, and that the box it had been contained in only was reconstructed. In the background to Emperor Kōkaku's incorporation of the Daitokei into the Imperial succession ritual were the issue of the Southern and Northern Courts regarding the orthodoxy of the Imperial line in the palace, and commensurate suspicions toward the Sanshu-no-jingi (Triple Regalia). Emperor Kōkaku avoided a reliance solely on the Sanshu-no-jingi, and in order to substantiate the Imperial succession concepts established by the Emperors Tenji and Kanmu that were emphasized in the enthronement edicts of early modern period emperors, the author conjectures that he incorporated the Daitokei box, which had a profound relationship with those two emperors, into the Imperial succession ritual. The Daitokei cannot be confirmed in the accession and enthronement of Emperor Meiji, but because at that time continuity with Emperor Jinmu was emphasized and an unusual ritual was performed, the author points out the possibility that the Daitokei as regalia originating from Paekche may have been excluded within that process.